

平成20年第2回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成20年6月25日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時51分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	池田 亨 君	3番	伊藤 隆雄 君
	4番	井上 久嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
	8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
	10番	足利 光治 君	11番	遠山 昭二 君
	12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
	14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
	16番	斉藤 昇 君	17番	山居 忠彰 君
	18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
	20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長	22番	岡田 久俊 君		

出席説明員

市 長	田 効子 進 君	副 市 長	相 山 慎 二 君
副 市 長	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴 木 久 典 君
市民部長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	宮 澤 勝 己 君
経済部長	相 山 佳 則 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務部次長兼 財政課長(併) 選挙管理委員 事務局 次長	三 好 信 之 君

市立病院院長 吉田博行君

教育委員 会長者
職務代理者
教育委員 会長
教育委員 部長

尾崎学君

辻正信君

教育委員 会長

朝日保君

農業委員 会長

松川英一君

農業委員 会長
事務局

伊藤暁君

監査委員

三原紘隆君

監査委員 局長
事務局

谷口春三君

事務局出席者

議事事務局 局長
議事事務局 局長
議事事務局 局長
議事事務局 局長

辻本幸慈君

浅利知充君

岡村慎哉君

議事事務局 局長
議事事務局 局長
議事事務局 局長
議事事務局 局長

藤田功君

中井聖子君

(午前10時00分開議)

副議長(池田 亨君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(池田 亨君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。22番 岡田久俊議長から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(池田 亨君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 井上久嗣議員。

4番(井上久嗣君)(登壇) 平成20年第2回定例会に当たり、通告をいたしましたとおり一般質問をいたします。

教育委員会に関する質問をさせていただきますが、初めに、指導主事の設置に関して伺いをいたします。

指導主事とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的な知識、技能を持った職務者のことであります。その職務内容は、学校における教育課程や学校指導などの学校教育に関して、専門的な事項に関することに従事するものとなっております。

具体的には、所管内の学校において、教育課程が適切に行われているかどうかの把握をし、適切でない場合の指導や助言、校長、教頭、教員に対する研修の実施、教育の問題や児童・生徒の問題に対して、校長、教頭を通して解決に当たるなどとなっております。指導主事に任命される人は、一般的に豊かな経験と研究実績がある教員経験者が多く、指導・助言には3つの方式があり、学校の要請を受け、学校を訪問し、指導・助言を行う要請訪問、教育委員会が計画を立て、学校を訪問し、指導・助言を行う計画訪問、そして、学校の先生が参加する研究会、講習会で指導・助言などとなっておりますが、特に、市町村では、その活動の仕方は地域色があり、極めて多岐にわたる業務を担当していると聞いています。しかしながら、小さな市町村では財政的な面からも、この指導主事を設置していないところも多いと聞いております。土別市教育委員会にも、現在設置されておられません。

そこでお尋ねいたしますが、上川管内及び道内35市における指導主事の設置状況をお教えてください。

さて、本年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が

施行されるとこととなりました。これは教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していくため、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進と国の責任の果たし方などについて所要の改正が行われたものです。

その1つの教育委員会の体制の充実では、市町村教育委員会の指導主事の設置の努力義務化が明記されました。市町村教育委員会は、その事務局に指導主事を置くように努めなければならないこととしたものであります。

土別市は急速な少子化のもと、今後、小・中学校の再編、統廃合が検討されていくこととなっていますが、これがただの学校施設の効率化を中心に視点を置くことなく、改正教育基本法の前文にも書かれています公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を推進するために、土別市らしさのある学校教育の形が中長期的な視野で確立されていくことを期待しています。

そのような考えのもと、教育の現場で実践を重ねてきた経験豊かな職務者として、指導主事を設置することは重要な施策の1つと考えますが、土別市においての今後の指導主事設置に対する考え方をお答えください。

次に、生涯学習事業に関する質問をいたします。

まず、土別市には社会教育法における公民館があります。中央公民館においては、市民団体との連携も含め、限られた職員数の中で、市民を主体にする多様な事業が行われており、感心させていただいているところでもあります。

この社会教育法に掲げる公民館の事業としては、定期講座の開設、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会などの開催、図書・記録・資料などを備え、その利用の促進、各種の団体、機関等の連絡などとなっており、これはそのまま土別市生涯学習情報センターの事業内容にも当てはまるものです。現に全国では公民館を生涯学習センターと言いかえている市町村も数多くあります。

また、土別市生涯学習情報センターを管理する生涯学習課でも、市民団体との連携も含め、多くの事業が行われており、図書館とあわせて、その施設の利用率も非常に高いものとなっています。かつては学校と家庭を除いた社会で行われる教育として、社会教育という言葉が多く使われましたが、現在ではより広い生涯学習という言葉が主流になりました。中央公民館の関連事業も生涯学習課の関連事業も生涯学習という意味においてくられる事業が少なくありません。それぞれ所管するものは過去からの継続的な事業や、さまざまな行政的背景により担当されているものが多いことも重々承知をしておりますが、同じ教育委員会内の限られた予算と人員を有効に活用するためにも、今後は関連する生涯学習事業は連携を進めながら合同で行う、集約して事業効果を高めるなどの考え方も必要かと思いますが、お考えをお聞かせください。

また、生涯学習のまちづくりを進める上においても、将来的にはより機動性の高い組織づく

りも視野に入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 井上議員の指導主事の設置及び生涯学習事業についての御質問にお答えいたします。

最初に、指導主事の設置につきましてでございますが、指導主事は御質問にございましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、学校における教育課程が適正に行われているかどうかを把握し、適正でない場合は指導する。また、校長や教頭、教員に対する研修を行う。更には教員の問題や児童・生徒の問題に対し、校長や教頭を通じて解決に当たる等、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職務のため、教育に関し見識を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について、教養と経験を有する者で、公立学校の教員をもって充てることができるものとされているものでございます。

今回の改正では、指導主事の設置につきまして、小規模市町村の教育委員会の体制強化のためには必要ではあるが、地方の自主性と実態を踏まえまして、指導主事を置くよう努めることにするという必置制ではなく努力義務化の内容となった次第でございます。

そこで、まず北海道内の市町村教育委員会における指導主事の設置状況でございますが、全道35市のうち、札幌市、函館市、小樽市、釧路市など15市に配置され、このうち上川管内では町村も含めまして、旭川市と名寄市の2市だけとなっております。このため設置しておりません本市では、上川教育局に配置されております指導主幹及び義務教育指導班の7名の指導主事と連携を図り、教育目標の達成を図るための学校経営訪問や、学校が抱えている課題の解明と教育課程の編成・実施などに関する学校の訪問等による指導・助言を受ける機会を計画的に設け、学校や地域の特性を踏まえた魅力ある学校づくりの推進に向けて取り組んでいるところでございます。また、児童・生徒の問題等が発生した場合についても、その都度義務教育指導班と連携を密にとるなど、問題の早期解決に向け取り組みを行っております。

今後の指導主事の設置に対します考え方につきましては、新学習指導要領への対応等、山積する学校教育に係るさまざまな課題に対し指導主事の設置は望ましいものと考えておりますが、現在、義務教育指導班との連携を図り、特色ある教育課程の編成や多様な学習形態の展開に対応すべく取り組みを行っており、また、学校教育に関する専門的事項についての教養と経験のある人材の確保や、教員を指導主事に充てようとする場合には、北海道教育委員会等の同意を得なければならない。また、配置にかかわる人件費等経費につきましては、すべて市町村の負担となる等の課題もございまして、当面は現状の体制で学校運営に支障の生じないよう努めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、生涯学習事業にかかわっての御質問にお答えいたします。

社会教育関係の課・機関といたしましては、生涯学習課、スポーツ課、地域教育課、総合体

育館、公民館、図書館、博物館、つくも青少年の家がございまして、それぞれが文化、教養、スポーツの各分野において積極的に事業を実施しており、事業実績といたしましては、年間件数約400件、参加者で10万人とされているところでございます。

事業の連携につきましては、社会教育関係職員18名で構成する社会教育研究班を平成9年度に組織化し、社会教育の推進課題等に取り組んできたところでございますが、14年度には各課・機関の事業評価を行い、事業を見直しする中で、事業の廃止や統合、連携強化を図り、最近では博物館とつくも青少年の家が連携したアウトドア体験事業、生涯学習課と図書館が連携した平和推進事業、公民館とつくも青少年の家が連携したお正月体験事業など、各課・機関が複数で取り組む事例が多くなっているのが現状でございます。

また、合併後におきましては、子供芸術劇場をサンライズホールが担当することにより、従来と違った企画内容で子供たちに鑑賞の機会を提供するとともに、生涯学習情報センター、市民文化センター、サンライズホールの利用申し込みをいずれの施設からでもできる体制をつくり、市立図書館と朝日公民館図書室の返却をどちらの窓口でも対応できるようにするなど、事業や施設運営上の連携に努めてきたところでございます。

更に、事業を集約して効果を高める必要があるのではないかと御提案でございますが、事業の実施に関しましては、各課・機関がそれぞれの設置目的に基づいて企画立案し、各諮問機関において精査し承認をいただいて実施しており、その結果として市民に豊富な学習機会が提供されているものと判断しているところでございます。

今日、多様化する市民ニーズに対応していくためには、これからも各施設が持つノウハウを發揮しながら、実施目的、対象者、時期、場所等を考慮したきめ細やかな豊富な学習機会の提供が必要と考えておりますが、複数の事業を集約することがより効果的に、効果が高められる可能性のあるものにつきましては、社会教育研究班の中でも検討を加えながら、今後ともより効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

また、生涯学習のまちづくりの推進に当たっての機動性の高い組織づくりに関しましては、各課・機関はそれぞれの施設管理という側面を持ちつつ社会教育事業が数多く展開され、道内でも社会教育の先進市として評価されていることは、公民館を初めとする教育機関が独立性を發揮しながら連携、協力する中で事業を実施していることが1つの要因であるとも認識しておりまして、今後ともよりよい機動性の高い教育行政の組織のあり方を調査研究しながら社会教育事業の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上をもちまして、答弁させていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 21番 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 平成20年第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、地域防災についてであります。

地震とか風水害の恐ろしさは、世界的に見ても中国の四川省の大地震、あるいはミャンマーの風水害などのように、想像を超える悲惨な状況が報道されております。国内ではさきの岩

手・宮城内陸大地震のように、突然の災害によって尊い命が失われることは非常に残念なことであります。

こうしたときですから、土別市においても、防災対策を改めて点検、整備するときだと思っております。本市における土別市地域防災計画が示すように、市の防災に関して、災害予防災害応急対策災害復旧等の実施に当たり、各関係機関の総力を挙げて市民の生命、身体及び財産を災害から守るための計画書であり、そこには防災上重要な関連機関の管理者による防災上の事務や業務の大綱の作成と調整、防災組織に関すること、災害の未然防止、被害の軽減のための施設整備、改善と災害予防に関すること、災害発生の場合の給水、防疫、食料供給等の災害応急対策、災害復旧、防災訓練、防災思想が目的として示されているのでありますが、土別市における災害は、幸いにして地震の被害発生の記録はないようではありますが、水害、暴風雨、豪雨、集中豪雨、大雨、台風の被害が平成に入って、4年、6年、11年、12年に2回、13年にも2回、16年、19年、川西地区の集中豪雨であります、合わせて9回風水害の被害を受けているのであります。

そこで、私は3つの事柄について質問したいと思います。

第1は、災害対策は自治体だけでは完結しない。市民や企業などの理解など日常の準備、そして有事の際の協力が必要であります。平成15年に市民向けの洪水災害予想図と水害時の避難所として、旧土別市12カ所、旧朝日町7カ所を示す小冊子がつくられておりますが、その後において、何か具体的に市民の防災意識を高揚するような取り組みがなされているかお示しをください。

第2に、合併後は市内54カ所の避難施設を定めましたが、避難箇所の食料とか、毛布などの生活用品や防災資材などの備えつけはどうなっているのでしょうか。最少でも拠点となる避難所には完備すべきと考えます。更に、避難所を示す看板の表示は、土別地区は収容避難所、朝日地区は災害避難所となっておりますが、その違いと避難所を災害時の避難所と洪水災害以外の避難所に分けた理由は何でありましょうか。緊急時には混乱すると思うのですが、いかがでしょうか。

第3に、災害を少なくするためには市民の方々の協力が必要なことはさきにも述べましたが、水害の発生を抑えるのに有効だと言われている水田貯留湛水機能、いわゆる水田のダム化であります。降る雨を水田から直ちに放水するのではなく、一時的に水田に雨水を湛水することによって被害を少なくすることに役立つことが考えられます。この取り組みはぜひ行っていただきたいと思ひますし、土別市は今、農地・水・環境向上活動に取り組んでいる地域であります。関係する組織と、その体制の確保に万全を期すようにしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、農地利用集積と農業経営の確立についてであります。

原油高が世界的に食料の高騰に大きく影響し、日本は経済力にバックアップされ、他国の食料を求めてきた結果、食料自給率40%を割ってしまいました。金さえあれば食料を買える時代

は崩壊したと言わざるを得ません。資料によれば、主な輸入農産物だけでも自国の農地の2.5倍に相当する1,200万ヘクタールの耕地面積を海外に依存しているということでもあります。日本の自然の恵みをなぜ放棄するのか。食料の不足のときは必ず来る、そのためにも農地を守り、耕作放棄を少なくすることが土別の農業を守ることに繋がると思うのでありますが、過疎化する高齢者の離農や担い手不足によって農地の集積も困難な状況にあります。

加えて、19年より始まった経営安定対策は再生産に結びつくものではありません。更に、頑張っただけで規模拡大したが、これ以上の拡大は無理、人手不足と過剰投資が問題である。更に、農産物価格の伸びが期待できない。そして、農業政策に展望が持てないなどが要因して将来の農業経営に閉塞感が漂っているのも現実であります。

そこで、今後の農地集積についてお伺いをいたします。

士別市水田農業推進協議会がさきに示した士別市水田農業ビジョンでは、担い手と農地の関係では、現実的には担い手だけで地域全体の農地を保全することは不可能である。安易に担い手の規模拡大を推進することはできないとしております。

したがって、今後、引き取り手のない農地や現に耕作放棄されている農地は、今後どのように活用方法を考えておられるのか。私はどうしても利用できない、効率的な経営に不向きな農地は、この際支援措置を前提にして保全または非農業利用等も検討すべきときに来ているものと思うのであります。農地の集積活用と当面の諸課題を結びつけて、土別の農業を守る担い手の経営実態をどのように認識をされているのでしょうか、考え方をいただきたいと思います。

次に、農業の現状と課題、そして農業振興策であります。士別市農業農村活性化条例に基づいて、士別市は土づくり、人づくり、そして単位収量アップを基本として農業の確立を強調されておりますが、農業者は示されたことは当然として取り組んでいるのでありますが、国の政策に大きく影響されることから、次のような課題と現象が出てきました。

1つは、担い手農家と高齢農家との共存をどのように作り、地域農業を守っていくのか。2つ目は、原料生産の枠から脱出することは困難な農業であるということ。更に3番目として、農業の持つ多面的な役割の評価が低い。4番目に、今、士別市は50歳以上の経営者が72%を占めていて、早急に高齢社会になるということでもあります。こうした状況は、働いて流した汗が評価しづらい生産システム、市場原理、効率一辺倒によるものであり、市も幅広い担い手対策を行っておりますが、必要なのが農業者みずからが取り組むための支援策であります。

そこで、私は次のような支援策の検討を求めたいと思います。

1つは、例えば士別農園のように、安全・安心に徹底した差別化農産物をつくる。2つ目には、農産物加工販売についての研究というように、こうした取り組みに対して、市は補助金、または無利子の資金を貸し出すなどはいかがでしょうか。食品の安全・安心、食料高騰、食料不足、転作や産地づくり交付金の見直しなど大きな変化が予想される中で、ぜひ検討をいただきたいと思います。

担い手と高齢者にとって、ともに目標を持ち、活力ある農村づくりのためにお考えを求めて、

私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から農地の利用集積と農業経営の確立について答弁をいたしまして、地域防災につきましても、総務部長並びに経済部長から答弁をいたすことにいたします。

お話のように、高齢化の進行と後継者不足が続く中で、農畜産物価格の下落による収益の低下など、農業情勢に対する先行きの不安から、中年層であっても離農を余儀なくされることがあるなど、自然的あるいは社会的要因などから、今後におきましても農地の放出が続くものと予想せざるを得ないのが現状であります。このような状況から、このままでは農地保全も限界に達して遊休地や耕作放棄地の発生にもつながりかねないだけに、本市の農地の効率的活用の面からも影響は極めて大きいものがあると考えています。

本市におきましては、幸い、現段階においては耕作放棄地として大規模に発生をしている状況とはなっておりませんものの、山すその立地条件の悪い農地では作付が困難となるなど、次第に耕作放棄地化しているのも一部には見受けられております。

そこで、現在農林水産省が全国的に進めている耕作放棄地解消対策に基づき、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、その現状を的確に把握しながら、それぞれの状況に応じた対策を講じていくものであり、例えば生産効率の劣る傾斜農地など、植林化すべきものについては国の助成事業もございますことから、こうした制度の活用も視野に入れて対応していきたいと考えます。

また、農地集積の中核となる担い手の経営実態につきましては、ただいま申し上げましたように、農畜産物価格が依然として低迷している状況に加えて、異常なまでの原油価格の高騰の影響で、肥料を初めとする農業関連資材の値上がりから、極めて厳しい状況と認識をいたすものであります。農地の活用を考えると最も大切なことは、まずは土地が健全に管理されていることとあります。このような状況から、本市ではこれまで産地づくり交付金や中山間地域等直接支払い制度なども活用しながら、排水対策や休閑緑肥を取り入れた土づくりに積極的に取り組むとともに、生産性の向上に努めてきたところであります。

今後におきましても、本市の貴重な財産でありますこの農地を優良なものとして活用していくために、担い手の育成はもとより、農産物の計画的な生産により、農業として確実な所得を得ることができる対策のもとで、生産性向上に向けた取り組みが継続的に実施され、中核となる担い手等、それを支える高齢小規模農業者が地域一体となって農地の効率的活用を図られるように努めてまいりたいと考えております。

次に、本市の農業の現状と課題を踏まえた農業振興策にかかわってお尋ねがございました。

本市農業のさまざまな課題の解消を図り、農業の再生産所得を確保するため、安全・安心で徹底した差別化農産物の生産と加工販売の研究等について支援すべきとの御提言でございます。

お話ありましたように、国際間や産地間競争がますます激化する中で、良質安全で消費者ニーズに合う差別化した農産物を安定的に供給することが昨今求められている状況にあります。

そこで、本市ではこれまで北ひびき農協野菜生産協議会のイエスクリーン部会や特別栽培部会において化学肥料や農薬などの使用基準に一定の制限を設け、北海道が推奨するイエスクリーンの認証を受けた農産物の生産、更には大手流通グループの認証など環境に対する負荷の少ない安全で良質な野菜生産を実践する取り組みにより、差別化した農産物の生産が行われているほか、米につきましても、農家個々の取り組みとして特別栽培米の生産販売がされているものであります。お話にもありました土別農園もタマネギ、大根、キャベツなどの野菜を初めとして、豆類なども減農薬栽培し、加工販売するなど極めて先駆的な取り組みをしているものであります。市といたしましては、こうした安全・安心な農産物生産の取り組みを一步一步全市場的に拡大していくことが農業所得の向上につながるものであり、極めて重要なことと考えております。

また、農畜産物の加工販売の研究等の取り組みについてであります。本市におきましては、農畜産物加工株式会社によるパレイショやキャベツの加工を初め、北拓、土別農園、三栄アグリ、上土別麴加工部会、更には上土別を築こう会や元気母さん夕の市の方々がそれぞれ地元農産物を使用し、加工販売の取り組みをいたしているところであり、市といたしましては、これまでこうした取り組みに対し支援をいたしてきたところでもあります。

更に、本年度建設をする農畜産物加工体験交流工房施設につきましても、地場農畜産物を使用しての加工、研究の場として広く市民の方々に活用していただく考えであります。今後におきましても、こうした差別化農産物の生産や加工販売についての取り組みが農業所得の向上、ひいては本市農業の発展につながるものと考えておりますので、その取り組みの内容に応じて市としてどのような役割を担うことが必要であるかということに十分意を配しながら、こうした自主的な活動の支援に今後とも努めてまいりたい所存であります。

以上申し上げます、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から地域防災にかかわる避難施設等についてお答えを申し上げます。

最近の異常気象は各地に甚大な被害をもたらしており、本市においても昨年の川西地区の局地的集中豪雨を初めとした被害が発生しているところでもあります。国は、このような災害に対して、対策の最も基本となる災害対策基本法を制定し、計画的な防災行政の整備及び推進を図っております。これを受けて本市では、平成18年2月に土別市地域防災計画を策定したところであり、災害の予防、災害発生時における応急対策及び復旧などについての内容となっております。また、昨年8月には地域防災計画の概要版を作成し全世帯に配布したところであり、今後とも引き続き防災意識の高揚と防災に対する備えを図ってまいりたい考えであります。

そこで、ひとたび災害が発生した場合は、市が関係防災機関との綿密な連携を図りながら防

災活動に取り組むことが重要であることは申し上げるまでもありませんが、一方で、市民及び自治会などと協力して防災活動に取り組んでまいること必要であると考えております。

こうしたことから、平成17年7月にはつくも自治会、平成18年7月には北町自治会、昨年9月には朝日中央自治会を中心に、市民の皆様と協働する形で防災訓練を実施したほか、今年の3月には土別市自治会連合会に災害時における初期体制の確立と活動の取り組みを行っていただくため、自治会に自主防災組織の設立をお願いしているところであります。

自主防災組織の設立については、時間も要するわけではありますが、今後は自治会の協力も得ながら、モデル地区の選定を初め、より具体的な協議を進めてまいります。

次に、生活用品や防災資材の備蓄状況についてであります。朝日地区においては、従前よりサンライズホールに毛布300枚、4カ所の公民館分館に毛布各50枚を備蓄しております。土別地区においては、つくも青少年の家に毛布約50枚、河川防災ステーションに非常食400食、浄水場に給水飲料水用の袋300袋、そのほかに発電機4台、投光機2台などを有しており、更に市からの要請で日本赤十字社から毛布を移送する体制整備が図られている状況にあり、災害時にはこれらの施設から避難所を中心に物資を運ぶことになっておりますが、備蓄数については、全体的にまだ十分とは言えない状況にありますので、順次充実してまいりたいと考えております。

また、仮に避難所それぞれに毛布などを備蓄するとなりますと、避難所は主に小学校及び中学校などを指定しており、保管及び管理を行うことが難しく、更に多くの生活用品や非常食などが必要となることから、集中的に管理し、必要とする避難所に移送する方法をとってまいりたいと考えております。

次に、避難所についてであります。防災計画に基づく避難所の総数は54カ所あり、その内訳として、洪水災害予測図に表示されている未浸水地域で、その地区にある公共施設19カ所を第1次収容避難所として指定し、洪水以外の災害で避難するための施設35カ所を第2次収容避難所として指定したところであります。これらの避難所を表示するため、土別地区については地域防災計画策定後3カ年で38カ所の避難所に収容避難所として表示板を設置しているところであり、朝日地区については、平成14年の旧朝日町のときに設置した災害避難所の表示板を現在も使用している状況にあります。避難所の機能としては、双方とも同様な位置づけになっており、両地区の名称を統一することが望ましいわけではありますが、朝日地区の名称については、長年にわたり地域に周知されてきたものでありますので、今後更新の際に逐次改めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、地域防災のうち、水田の貯留湛水機能についてお答えいたします。

水田には大雨時に雨水を一時的に貯留することで、下流域の増水を和らげる、いわゆる田ん

ぼダムという機能があり、地域が一体となってこの機能を活用することによって、水害の防止に一定の効果を上げることができると考えられております。この田んぼダムにつきましては、平成19年度から農地・水・環境保全向上対策においても、農村環境向上活動における水田の貯留機能向上活動として位置づけされており、道内で採択された476地区のうち、既に47地区において、大雨時に水田からの排水を調整するなど、地域ぐるみによる取り組みが行われているところであります。

本市の水田は、市内の各地域において、これまでにかんがい排水事業等の用排水整備、更には暗渠排水が積極的に実施されることで、透排水性の向上による乾田化が進み、大雨に強い生産基盤としての整備が図られておりますことから、結果として田んぼダムに取り組める環境が整っているわけであります。

このような中で、現在多寄地区では農地・水・環境保全向上対策において、田んぼダムの機能を効果的に発揮させるために、地域ぐるみでどのように取り組めるかななどを自主的に協議が進められております。田んぼダムの貯留機能を向上させるためには、排水口に調整板を設置して水の流出をおくらせることや、畦畔のかさ上げをするなど技術的な対応も考えられるわけですが、まずは災害の防止に向け、広域的に連携のとれる体制の構築が何よりも重要であります。

したがいまして、今後は水害を抑える水田の貯留機能向上活動について、啓蒙・啓発を行い、この取り組みが特定の地区だけにとどまらず、より多くの効果を発揮するためにも、全市的な取り組みとできよう関係機関とも連携して努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 17番 山居忠彰議員。

17番（山居忠彰君）（登壇） 平成20年の士別市議会第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

冒頭、岩手・宮城内陸地震で被災された方々に心よりのお見舞いを申し上げます。

さて、まず最初の質問は、私たちの足元に忍び来る、余りにも危機的な原油、穀物、資源、食料などの異常高騰についてであります。

日本の月探査船かぐやから見た地球も、日本人宇宙飛行士星出彰彦さんの乗るスペースシャトルディスカバリーから眺めた地球も、実に涙が出るほど感動的な美しい希望の星であります。その私たちの住む地球が、今温暖化や戦争、人口爆発などによりエネルギー、食料、水、環境の争奪戦を一層激化させ、何とも不都合な真実を前に悲鳴を上げています。

そして、中東からロシア、アジアからヨーロッパまで同時多発的に発生した物価の急上昇で、この夏世界人口の約7割が2けたのハイパーインフレに苦しむとの予測も現実味を帯びてまいりました。原油と穀物ばかりか、鉄鋼、石炭を初め原材料や素材などのさまざまな資源に加え、食料品や生活必需品なども異常とも言える値上げラッシュが続いているからであります。

このほど内閣府が発表した社会意識に関する世論調査で、現在の日本の状況について、悪い

ほうに向かっていると感じる分野では、トップが景気で、以下、物価、食料と続き、円高株安や米国経済の減速、ガソリンを初めとする物価高、中国製冷凍ギョーザ中毒事件などを色濃く反映した結果となりました。

また、消費動向調査でも、消費者の物価先高感が強まる一方であります。ついに原油高で漁業者による怒りの一斉休漁と運送関係者によるストやデモなども勃発し始めました。本市においても、農業、商工業、建設業、運輸、金融、サービス業など、あらゆる業種の経営や家計を直撃し、必死の節約ももはや限界に近づき、やはり悲痛な叫び声が聞こえてまいります。

本市基幹産業の農業は、肥料新年度を前に、リン、カリ、尿素の価格上昇がとまらず、死活問題というより、離農者急増のおそれが出てまいりました。市民の命と暮らしをどう守るかとの視点から、市長や市行政当局は、本市経済の各分野に及ぼす影響をどのように把握しておられるのでしょうか。単なる推測ではなく、定点観測など、実態掌握の具体的手段や客観的分析手法を講じているのかをも含め、御所見をお伺いしたいと存じます。

とりわけ、本市財政にかかわる公共工事発注においては、どんな支障が出ているのでありましょくか。当面の緊急対策はもちろんのことでありますが、今年度スタートの土別市総合計画10カ年への影響と対策も検討し始めているのでしょうか。更に、今年の夏からは電気やガスなどの値上げも予定されてございます。本庁舎や朝日総合支所を初め、病院、図書館、学校や各種公共施設など、大型の建物での冷暖房や管理運用面での対応策をどのように考えているのでしょうか。また、市所有車両の走行への影響や給食センターの給食費初め、各種公共料金への影響は一体全体どうなるのでしょうか。

イギリスのブラウン首相が明言する第3次石油危機とか、史上最悪の食料クライシスとか、物価上昇と景気後退が同時に進むスタグフレーションとか言われて、忍び寄る新型インフレの恐怖をあられるものの、確かにありとあらゆる身の回り品の値上げラッシュはとどまるところを知らず、私たちの生活は脅かされているのであります。それでなくとも、税制や社会保障改革の行方が不透明で、生活の負担と不安は増すばかりであり、まさに家計の危機と言わざるを得ません。価格転嫁のままならぬ中小零細企業の倒産も増えるでしょうし、何より市民の暮らし直撃の影響を今後どのような形で和らげていけるのでしょうか。しっかりと考えていかなければなりません。

市の財政面から言うと、臨時も含めた職員への燃料手当や福祉灯油などはどうなるのでしょうか。問責と信任を同時に受けた福田首相は、「しょうがない、耐えて、工夫して切り抜けて」と庶民の苦勞などどこ吹く風であります。我が田苅子市長の土別市民に対するメッセージはいかなるものでありましょくか、この際お伺いをしておきたいと存じます。

原油、エネルギーや食料は戦略物資で、軍事と並んで国家存立の重要な三本柱であることは論を待ちません。特に、欧米各国では、食料自給はナショナルセキュリティー、国家安全保障の問題との強い認識を持っており、ブッシュ米大統領も「食料自給できない国を想像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だ」と発言しています。ミャンマーのサイクロン、

中国の四川大地震、アメリカ穀倉地帯の大洪水にオーストラリアの大干ばつといった異常気象に加え、在庫不足や途上国の爆食、エタノール化や投機マネーなど、国際規模の要因が余りにも複雑に絡み、対策は全く容易ではないものの、ローマでの世界食料サミットや北海道洞爺湖サミット、更には、やっとう重い腰を上げた最近の政府の動きも気になるところではございます。本市としては道や国に対して、どのような要請、あるいは働きかけをしているのでしょうか。また、その見通しについてはどのように予測しておられるのでしょうか。

次に、2番目の質問は、骨太の方針に初めて記載されるそうで注目を集める今年度からの出直し農政改革についてであります。

鳴り物入りで昨年スタートした品目横断的経営安定対策は、戦後最大の農政転換のはずでしたが、高まる農民の制度欠陥への不満と参院選での与党惨敗の結果を受け、たった9カ月で見直されることになりました。とにもかくにも表紙と目次を変更し、中身のほとんど変わらぬ、どこか長寿医療制度と呼ぶ後期高齢者医療制度と相通ずるような農政改革の出直しが今年4月から始まったのであります。軌道修正した施策を着実に実施できるのか、生産現場での成果が問われることになりました。一体どう変わったのかと言うと、まず、名称が水田・畑作経営所得安定対策に変わったのであります。数少ない改善点の1つは、面積不足でも特認で加入できる市町村特認であります。市やJAでつくる地域水田農業推進協議会は、ビジョンの担い手リスト更新や対策の見直しの周知をどのように進めたのでしょうか。また、これにより、どのくらいの農家が救われたのでしょうか。

2つ目には、収入減少影響緩和対策、ナラシで、昨年の米価下落は10%を超えたのですが、緊急拡充で積み立て、不足ながらも実質9割補てんを予定どおりできたのでしょうか。今年度からは20%減収コースもできたのですが、選択する農家は多くなったのでしょうか。

3つ目には、麦の交付金についてで、緊急の先進麦産地対策後も、麦経水準を下回り、かなりの不満が出てございますが、ここは何としても別途の振興策が必要なのではないのでしょうか。また、支払いがおそく農家は本当に資金繰りに苦慮していたのですが、今年からはJA立てかえにより年内交付になると聞き及びます。できれば麦以外の成績払い、黄ゲタも早期支払いとはならないものなのでしょうか。

4つ目には、とても重要なことですが、歴史的国策製糖所を抱える本市のてん菜の作付実態と振興策はどうなのかというところです。危ぶまれる生産者への早期出荷手当や貯蔵手当の行方はどうなるのかも知りたいところではございます。また、日甜の合理化計画で糖分測定センターの芽室集約が進行中ではありますが、将来の工場撤退や統合などの心配はないのでしょうか、確認をしておきたいと存じます。

次に、米政策、生産調整でございますが、2008年度産米の価格下落を防ぐには、作付を07年度産より10万ヘクタール減らし、過剰作付を防ぐことが何よりも大切な前提条件となりました。そこで、地域水田農業活性化緊急対策500億円ではありますが、既に十分な休耕をしている本市の対応はどのようなものでしたか。また、今年の生産調整から行政の関与が強化されることに

なったのですが、どこをどう強めたのでしょうか。

更に、主食用以外の米づくりは転作と認定されていますが、新規のものも含め、どんなメニューがあるのでしょうか。土別で簡単に取り組めるものはあるのでしょうか。JA北ひびきでは、剣淵でバイオエタノールに向け多収米の試験をしています。望むような成果は出ているのでしょうか。加えて、学校給食などで消費を新たに増やす取り組みをした場合、今年から新規需要米扱いになるのですが、本市でも何か新しい挑戦の可能性を十分に検討なされたのでしょうか。

次に、地域ぐるみで行う農地や水路の保全活動を支援する農地・水・環境保全向上対策について、申請や活動報告の煩雑さに不満が多かったのですが、本市の実態はどのようなのでしょうか。今年度から手続が大幅に簡素化されるそうで大いに歓迎しますが、本市の取り組みは全国的にも模範的なものです。一刻も早く全市に広げたいものです。ぜひとも全戸加入に向け加速化してほしいと思います。ちなみに、全国的規模で見ると2007年度の加入面積は116万ヘクタールで、農水省は2011年度までに200万ヘクタールに増やすことを目標にしています。

次に、やっと決定した今年度の酪農畜産追加緊急対策であります。年度途中での異例の政策見直しに踏み切ったものの、飼料価格の高騰が長期化する中で、またも緊急対策となり、抜本対策は先送りとなります。ここは早期に飼料の国内自給や生産コスト上昇分の適正転嫁システム構築が望まれるところでございます。4%ルール提示で新設された北海道酪農緊急経営強化対策27億円、経産牛1頭当たり、年5,700円、生乳1キログラム73銭相当は期待されますが、本市ではどれくらい取り組みそうでありましょうか。配合飼料高に關しましては、肉用牛肥育経営農家及びデイリーサポートの活動や販売事業にどんな影響を与えているのでしょうか。また、自給飼料の生産拡大や利用促進と放牧飼育推進、更に非GM優良種子の確保などにどんな支援策を考えておられるのでしょうか。

次に、農地政策の見直しなのですが、本市における優良農地の確保と担い手への面的集積の進捗率及び貸借の規制緩和の進捗はどの程度なのでしょうか。また、耕作放棄地の実態、原因と推移及びその解消策の工程表などは考えておられるのでしょうか。農地流動化促進のためには、農地情報の一元化や農地集積のモデル事業計画を提案しますが、検討されているのでありましょうか。

最後の質問は、皆さん1人残らずお世話になるかもしれない天塩川清流苑についてであります。

斬新的な建築物である天塩川清流苑は、静かなたたずまいと落ち着いた雰囲気、霧が葬送の場にふさわしいとの理由で、市の内外の人々から高い評価を得ています。特に、本市の出身で遠く離れて暮らしている人たちには大変好評のようですが、開設してから今日までの利用状況はどうなっているのでしょうか。そして、合併による朝日火葬場との統合はスムーズに行われたのでしょうか。また、建物の規模や利用料金などの道内同様施設との比較はどのようになっているのでしょうか。更に、運営委託の形態や委託料、万が一の場合の市の管理責任、いわゆる危

機管理はどうなっているのでしょうか。それに、現在の配置人員や各人の従事時間などは適切なののでしょうか。

ところで、待合控室が3室ありますが、多くの高齢者などから長時間正座できないので全室いす席にしてほしいとの要望や、火葬時の台車がもう1台あったらよいのとの要望があると聞き及んでいますが、これらの意見や要望に対しては、どんな検討がなされ、より前向きな対策を考えておられるのでしょうか。そもそも開設時から従業員の接客マナーの問題や更衣室の必要性、喫煙室の狭さや携帯電話のつながりの悪さ、芸術的造作から来る除排雪の非効率性などさまざまな課題があるのに、何度も聞かされているのですが、時間が経過した今、これらの点は少なからず改善されたのでしょうか、大いに気になるところでございます。

そして、ある意味、こんなに各界各層の老若男女が訪れる公共施設も大いに珍しいかと思われれます。今後の有効で効率的な利用を考えると、同じ日の葬儀が重なり遺体の数が多いときなど、焼却のキャパシティーを超えるような繁忙時の場合とくに、隣接市町村とかの連携は十分にできているのでしょうか。また、将来の広域連携構想なども検討されているのでしょうか。一層の充足を心から願いお伺いをいたすものであります。

以上、これら大きく3つにくくった質問と提言に対し、田苅子市長の真摯で適切な御答弁を御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

今回は、2年ぶりに一般質問に立たれたわけございまして、この2年間に温めていた50項目に近い質問項目でありましたので、私ども答弁する立場といたしましては、これらの整理には一番時間がかかっておりましたし、それだけに前後しておりますことをあらかじめお断りしておきたいと思っております。

私からは、原油、穀物、資源、食料など異常高騰にかかるお尋ねのうち、全体的な考えについて、並びに出直し農政改革に係るお尋ねのうち、水田・畑作経営所得安定対策について答弁を申し上げ、原油、穀物、資源、食料などの異常高騰及び出直し農政改革の詳細につきまして、また、天塩川清流苑につきましては、それぞれ担当する部長のほうから答弁を申し上げます。

さて、昨今の経済情勢はこれまで好調とされていた企業収益においても、資材価格の上昇などから陰りが見られるなど不透明さが増す中で、個人所得が伸びないという状況が続き、今の物価上昇の波は国民全体、特に低所得者世帯の家計を直撃していることは御承知のとおりであります。更に、政府の6月の月例経済報告においても、原材料価格の上昇は企業と家計の両面でマイナスの影響が出ている、非常に注意が必要だとされており、私としても、今後の市民生活への影響を強く懸念をしているところであります。

ただ、このような経済情勢は、サブプライムショックに端を発した信用不安から投資家が株式市場から急激に撤退し、その資金が原油、穀物などの先物取引に投機されたこと。更に、中国やインド経済の急成長による需要の拡大といった要因が複雑に絡み合った世界的な現象で、

わずか半年の間に世界の小麦相場が60%も上昇し、原油価格も2003年当時の10倍になるといった、まさに異常な事態との認識をいたしているものであります。

そこで、国・道に対して要請についてであります。現在、北海道市長会におきましては、畜産飼料、漁業用燃料の高騰対策について、国へ要請をいたしておりますが、福田首相は本月16日の記者会見で、中小企業への対策を考えるとの見解を示したほか、自民党の原油価格高騰対策プロジェクトチームにおきましても、原油高騰の対策がこの20日に策定されたところでもあります。また、昨年12月に国は原油価格高騰・下請中小企業に関する緊急対策会議においても、中小企業への資金繰り、支援などを中心とした429億円の補正措置をいたしたところでもあります。現在、更に国民生活が一層悪化しておりますことを考えますとき、これらの施策の更なる拡大対策を講ずるよう関係機関と協議をしながら要望してまいりたいと存じます。

次に、農政改革にかかわって何点かのお尋ねがございました。

初めに、水田・畑作経営所得安定対策についてであります。この制度は今年度から基本は維持しつつも、地域の実態に即した制度の見直しがなされたところでもあります。具体的には加入要件の緩和対策として従前の面積特例と所得特例に加えて、新たに市町村特例として地域農業の担い手として水田農業ビジョンに位置づけられ、なおかつ地域からも認められて熱意を持って営農に取り組む認定農業者については、市町村の申請に基づき加入することが可能となり、予算対策としては、昨年は米価の下落により1割以上の収入減少となったことから、収入減少分を1割まで、または2割まで選択して加入できるようになったこと。更には、小麦、てん菜の固定払いの面積単価が近年の価格補償額と乖離していることから、別途対策として生産支援策が講じられたところでもあります。また、手続関係では、支払い時期の一本化や申請手続の簡素化に加え、ゲタやナラシなど誤解が多かった要望、固定払いや成績払い、収入減少補てんなど、それぞれ変更されたところでもあります。

そこで、加入要件の緩和による市町村特認制度への取り組みについてであります。平成16年度に作成された担い手リストについては、毎年度当初において最新のデータをもとに更新されております。また、対策見直しの周知につきましては、2月下旬に市内6カ所で農家説明会を行い、3月には過去の実績を保有していたり、水稻専業作付者で対策未加入の農業者、全70名を対象に説明会、個別相談会を行い周知に努め、1人でも多くの加入促進に努めたところであり、申請書の提出があった19名につきましては、国から認定通知があり次第、制度への加入申請を行うこととしております。

次に、収入減少補てん対策についてであります。昨年は米価の急激な下落により、当初計画した10%の下落幅を超えることが想定されたため、これを超えた場合は国の負担により9割補てんすることとされましたことから、実質的にはこの下落幅の9割は確実に補てんされている状況にあります。士別市における19年度の状況では、水稻、大豆、てん菜の面積当たりの収入が標準的な収入額を下回ったことから、この補てん対策が適用され、このうち一部の農家では下落幅が10%を超えた農家もあったと聞いております。

そこで、今月末までとなっております20年度の補てん対策への加入申し込みではありますが、7月には積立金を10%、または20%のどちらかを選択して掛け金を納付する仕組みとなっておりますが、19年度に大幅に下落した農家では20%への加入も見込まれるところであります。また、小麦の交付金額の算定における別途対策の必要性についてありますが、当初より本市の小麦の固定払いの面積単価は、算定対象となる過去の年度の収量が極端に低い年があったことに加え、生産性の向上が図られた直近年度の実績が反映されなかったことから、国が想定する標準収入に対し、秋小麦では4割程度とされておりました。しかしながら、その後、過去実績の対象期間3年間における本市の単収補正対策が行われたことから、過去実績の算定面積が増加となり、更には19年度末の先進的小麦生産等支援事業による補正対策もありましたことから、地域全体としては制度開始前の価格にほぼ達したものと考えております。

ただ、19年産の秋小麦の収量が346キロと平年を大きく上回る中で、この実績が固定払いの金額に反映されないこと。更には成績払いにおいては降雨などによって品質の低下があった場合、大幅に収益が低下することが想定されることから、これら改善について引き続き要望してまいりたいと考えているところであります。また、成績払いの交付時期につきましては、小麦を除き翌年3月末となっているため、北びびき農協独自の対策として、12月末に希望者に対して立てかえ払いを行う予定となっているところであります。

次に、てん菜の振興策についてであります。昨年品目横断的経営安定対策が導入されたことにより、上川の他の地域において、てん菜が他の作物への作付転換がされることになったことから、市といたしましては、何とかこの指標面積を本市地域で確保すべく要望をいたしてきたところであります。結果といたしましては、20年度におきましては、対策前の18年度から比較をいたしますと、46ヘクタール増の587ヘクタールが確保されたものであります。こうした面積の増加分に対しては、過去の生産実績に基づく支払いがされないため、本市独自の作付の安定化に向けた誘導支援策を講じてきたところであります。また、てん菜の安定的な生産振興を図るため、作業の受委託に対する助成や健全な苗を育成するための良質な床土の確保に対する事業、更には農家貯蔵に対する支援など総合的な対策を講じているところであります。

ただ、生産者への早期出荷手当や貯蔵手当につきましては、製糖業と生産者団体との間の交渉で決定されるものでございまして、現段階におきましては、どのような方向性となるかは明らかとなっておりますことから、今後の推移を注視してまいりたいものであります。

なお、土別製糖所につきましては、今後とも継続して操業されるというふうに私ども伺っているところであります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、原油、穀物、資源、食料などの異常高騰による影響等についてお答え申し上げます。

最初に、本市経済に与える影響の把握についてであります。

原油や原料、資材等の高騰は、本市基幹産業の農業を初め、市内の全産業にわたって大きな影響を及ぼしているところであり、農業においては、生産資材や畜産飼料価格が大幅な値上げとなり、中でも毎年7月から翌年6月を1年度とする肥料価格が今年3月に異例とも言える年度中の改定が行われ、更に7月からの新年度においても、数十%の値上げが交渉のテーブルに乗せられるなど、生産費の上昇に見合う農畜産物価格の確保は極めて厳しい状況にあります。こうした中、農家経営の状況については、農協が行う個別営農相談などにより集約されているところであり、市といたしましては、農協を初め普及センターなどとの連携を密にして、その実態把握に努めているところであります。

また、中小企業におきましては、特に、運送業、製造業、クリーニング業などで灯油、ガソリン等の燃料代や包装資材、洗剤等の石油関連製品の価格上昇の影響が大きく、そのコストを販売価格に転嫁できない状況にあり、経営努力も限界に達しているといった切実な声が寄せられているところであります。こうした商工業に及ぼす影響の実態把握につきましては、商工会議所が市内の中小企業150社を対象として各業種の経営動向を6カ月ごとにアンケート調査を実施しておりますことから、商工会議所と連携しながら、今後、この調査の中に物価高騰の影響について、新たな設問項目を設けるなど、より詳細にその実態把握に努めてまいるとともに、特別融資緊急安定資金や中小企業運転資金を初め、国・道などの各種制度資金の周知に努めてまいりたいと存じます。

更に、物価高騰は生活必需品にも及んでいることから、市民の家計も大きく圧迫されております。これらの価格動向につきましては、土別消費者協会へ委託している土別市小売物価調査により、毎月実態把握を行っているところでありますが、食パン、豆腐、しょうゆなどの身近な食品についても高騰するなど、まことに憂慮すべき事態と認識をいたしております。

次に、公共工事発注への影響であります。公共工事に伴う資材のうち、特に鋼材の原料となる石炭や鉄鋼石の急激な高騰、更には燃料、生コンなども高騰していることから、企業のコスト削減努力も限界に達している状況にあります。こうした状況の中、全国的に積算価格と実勢価格の差が著しいことが原因となり、入札が中止となるケースが発生しております。本市におきましても、6月上旬に発注予定の北部団地建設工事において、同様の事態となったことから入札を中止し、本定例会初日に補正措置を講じ、再度入札を行うこととしたところであります。また、今後発注予定の工事につきましては、資材高騰の影響が大きい建築工事はないものの、土木工事などにおいては燃料高騰の影響を受ける場合もあるものと考えております。

現在、国においては、最近の資材価格の高騰は異常な事態と認識し、工事材料が著しく変動した場合には、請負代金を契約途中で変更できる単品スライド制を用いる方針を打ち出したところであり、札幌市におきましても、鋼材や燃料油の2品目に限り、この制度を適用する考えにあるようで、今後こうした対応が各市に広まっていくものと考えております。

本市におきましても、工事契約の約款にこの条項を盛り込んでいることから、今後の北海道の標準単価などを参考に慎重に分析をするとともに、年度途中で大きな価格上昇があった場合

には、その対応について検討してまいりたいと存じます。

また、本年度を初年度とする土別市総合計画に掲げている建設工事においても、少なからず影響はあると思われませんが、これまで同様、コスト削減に努めるとともに、その時々市の市況などの動向を見きわめながら、事業費の積算をいたし、計画達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、公共施設への影響についてお尋ねがありました。寒冷地である本市の公共施設の管理運営において最大の影響を受けるものは、灯油、A重油などの暖房燃料の上昇であります。20年度予算編成時の昨年12月と本年6月の単価を比較いたしますと、1リットル当たりで灯油18円、A重油22円の単価アップとなっております。この価格上昇による公共施設管理費への影響額であります。主な施設では、市立病院で1,100万円、小・中学校で750万円、桜丘荘、コスモス苑で570万円、本庁舎、朝日総合支所で400万円程度の影響があり、市の施設全体では約4,800万円の影響と試算をいたしております。

また、電気料金につきましても、現在、北海道電力では燃料費が上昇すると四半期ごとに自動的に電気料金に反映する燃料費調整制度を用いていることから、昨年10月から3期連続して値上がりしており、今後も原油高による値上がりが予測されており、市の公共施設管理費への影響を懸念いたしております。

また、市所有の車両の燃料代の影響については、除雪作業車等も含め約650万円と試算をいたしているところであります。そこで、これらに対する対応であります。今後需要期の価格動向を踏まえた上で検討してまいりたいと存じます。

また、学校給食センターや保育所を初めとした各施設での食材費につきましても、物価高騰からパン屋やめん類、肉類などに値上がりの影響がありますが、児童・生徒の健康増進などに最大の配慮をする中で、メニューの工夫により費用を抑制し、保育料、学校給食費などの料金改定をいたさない中で対応してまいりたいと考えておりますし、その他の公共施設の使用料などについても、適正料金の把握に努めてまいりますが、このたびの物価高騰による料金改定といったことは現段階では考えておりません。

次に、市民の暮らしへの影響についてであります。

まず、市職員の寒冷地手当についてであります。平成17年度から国の支給基準に合わせ定額支給といたしているところでありますので、本基準により支給してまいります。また、福祉灯油事業の実施についてであります。平成17、18年度においては、社会福祉協議会が実施しております歳末助け合い慰問金支給対象の要保護世帯に対して実施し、更に19年度においては、生活保護世帯に対しても支給を拡大し、実施をいたしたところであります。本年度につきましては、今後の灯油価格の動向などにもよりますが、市民生活の実態を考慮する中で検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君）（登壇） 私から、出直し農政改革のうち、米政策、農地・水・環境保全向上対策、酪農畜産対策及び農地政策の見直しについてお答えいたします。

初めに、米政策に係る地域水田農業活性化緊急対策についてであります。

現在、米の需給をめぐっては、主食用米の消費が年々減少する中で、この減少に見合う生産調整が実効を上げられず、過剰な作付が年々拡大してきた結果、米の価格が低下し、水田農業の活力が損なわれている状況にあります。

そこで、この状況を克服するためには20年産以降における生産調整の実効性を確保することで、需給の均衡を確実なものとし、米価の安定化を図ることができる体制を緊急に確立して、生産調整の拡大、定着を図ることが必要であるとの考えから、本年2月、従来産地づくり交付金に加えて、地域水田農業を活性化させるための緊急対策費500億円が国において補正計上されたものであります。この対策は、20年産以降における5年間の生産調整の拡大、または3年間の飼料米、バイオ米等の低コスト化試験に対して100万円を限度に10アール当たり5万円が一時金として交付されるものであります。この対策への参加はあくまで農家個々の意思によるものでありますことから、本市では水田農業推進協議会が2月22日に、全農業者に対し参加意向調査を実施し、その後、申し出のあった方々に対し説明会を開催した結果、22名の方々が協議会と契約を締結したものであり、契約面積3,316.7アールに対し、合計1,658万3,500円が3月下旬に交付されたところであります。

次に、生産調整における行財関与の強化についてであります。

ただいま申し上げましたように、米の生産調整に関しましては、需給の均衡を図って米価の安定を期するために実施されているところでありますが、全国的に見れば、東北や関東圏を初めとして生産調整が守られず、過剰な作付が年々拡大していることから、平成19年産の作況が99であったにもかかわらず、米価が大幅に下落するという異常事態となったところであります。このため、20年産米の生産調整については、何としても実効性を上げるとの観点から、行政が積極的に関与して地域における取り組み状況を把握し、取り組みが適切に行われるよう強力に指導するとの方針が打ち出されたものであります。

しかしながら、本市においては、これまで長きにわたって地域の水田農業のあり方や個別農業経営のあり方を検討した上で、生産調整を確実に達成しているものでありますことから、今後においても、これまでと変わることなく水田農業推進協議会を核として生産調整の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、主食用以外の用途で作付され、転作として認定される米についてであります。制度上該当となりますものは、日本酒やレトルト食品などの原料となる加工用米を初め、飼料、米粉、バイオエタノール、更に海外援助米などに向けられる新規需要米であります。本市における平成20年度作付状況で申し上げますと、加工用米が7,816.6アール、援助米が31アールとなっております。

次に、バイオエタノール用米の試験についてであります。この試験は、北海道農業協同組合

中央会からの要請を受け、北ひびき農協が平成19年度から3年間、お話のように剣淵町において実施するものであります。試験の内容は、多収米の飼料用系統であります北海飼308号という品種は、バイオエタノール原料として使えるのか否かを検証するために、現地適応性試験を10アールの圃場で実施したものであります。そこで、試験初年度の成果についてであります。10アール当たりの収量が785キログラムであり、目標とする800キログラムには届かなかったということで、本年度は目標収量達成に向けて肥料の量を標準より多くした確認試験が実施されるとお聞きをしております。

次に、学校給食などにより米の消費を増やす新規需要米の本市における扱いについてであります。

米を新規需要米とするには、作付を圃場1枚単位で行い、かつ、その圃場が新規需要米の水田として特定されていることに加え、作付、収穫、乾燥調整から消費までを一貫して主食用米と隔離することが条件とされています。本市では、本年度作付される米のうち、約8.7ヘクタールについて新規需要米の飼料用米として取り組むために、水田農業推進協議会において協議してきた経過がございます。しかしながら、この取り組みには、ただいま申し上げました圃場の特定に始まり、作付から消費までを隔離するという条件が大きな壁となり、現在の本市における作業体系や乾燥調整施設の能力などから判断したき、この取り組みを断念せざるを得なかったものであります。このことから、お話の学校給食を含む新規需要米を本市で作付するとすれば、個別乾燥による小面積の取り組みを除いては、極めて難しいものと判断しております。

次に、農地・水・環境保全向上対策にかかわってのお尋ねであります。

地域組織が行う手続に関しましては、お話のように煩雑であるとの声が全国的に上がったことから、本年度は申請書類に関しては22項目から10項目に、報告書類についても一部見直しがされ手続の簡素化がなされたところであります。ただ、本市においては、これまで中山間地域等直接支払い制度を実施する中で、既に地域みずからが自主的に手続を行う体制が整っておりますことから、本制度の実施においても、申請や活動報告など書類の作成について、各組織からは特に煩雑等の意見もなく必要書類の提出がなされており、現在も手続等は順調に行われております。

また、取り組みへの全戸加入についてであります。本市では対策実施に当たり、当初から市内全地区での取り組みを前提として、19年2月16日に中山間地域等直接支払い制度の土別市集落代表者会議を開催し、これまでの経過や対策の概要など実施に向けての説明を行い、その後、各集落内の話し合いも踏まえまして市内を14地区に分け、各地区での説明会を開いたところであります。この対策については、集落が主体となって活動組織を設立し、みずからが取り組みを進めるものでありますことから、これまで各地区において十分な話し合いが行われ、初年度の19年度には9地区が取り組みを実施し、他の地区においても継続して協議が行われてきた結果、本年度は新たに3地区で組織が設立されて、現在は12地区において地域が一体となつての取り組みが進められているところであります。しかしながら、残る2地区においては、具

体的に地区全体で取り組む案や取り組みエリアを地区の一部に限定する案での検討がされましたが、結果として地区内の合意に至らず、みずからの判断により取り組みが断念されたものであり、今後の取り組みについては難しい状況にあります。

次に、酪農・畜産対策についてであります。

酪農・畜産の経営収支は、近年の原油価格や飼料価格の急激な高騰により、市内で販売されている乳牛の配合飼料価格は、本年3月と一昨年3月とを比較すると3割アップしている状況であります。このような状況から、酪農・畜産追加緊急対策として、極めて異例な年度中の改正がなされ、7月からは配合飼料価格安定制度の見直しや、新たに飼料自給率向上対策とともに、加工原料乳生産者補給金価格を生乳キロ当たり30銭増額する対策が組まれるなど一連の対策が示されました。このことから、市内酪農家の経営改善が早期に図られることを強く期待しているところであります。

この配合飼料価格安定制度の見直しに伴う対策として、新たに北海道酪農緊急経営強化対策が創設されたところであります。その内容といたしましては、自給飼料の生産拡大等の取り組みを行う生産者に対し、お話のように、経産牛1頭当たり、年間5,700円が本年度のみの措置として交付されるものであります。そこで、本市におけるこの取り組みへの加入見込みについてであります。この実施要領が国段階で作成中であることから、現段階では確実なことを申し上げることはできませんが、この対策の対象が自給飼料の拡大、搾乳牛の増頭、肉用牛の導入や飼養管理を改善する場合などを交付要件として検討されておりますことから、市内ほとんどの酪農家が加入できるのではないかと考えているところであります。

また、配合飼料の高騰に伴う肉用牛肥育農家への影響についてであります。肉用牛の場合、飼料の大部分を配合飼料に依存していることから影響は大きく、酪農家の生産組織デイリーサポート士別の影響につきましては、平成15年から飼料供給を開始して以来6年目を迎え、施設の改善も図りながら経費の抑制に努めておりますが、自給粗飼料と配合飼料などを混合圧縮した飼料において、そのうちの配合飼料費が販売額の3分の1を占めることから、本年5月の総会においてやむを得ず価格を改定し、約1割の価格アップをしたと伺っております。このことによって、各酪農家では、搾乳牛1頭当たりの飼料代が年間約32万円から約36万円へと4万円の負担増になるものと考えています。

また、自給飼料の生産拡大による利用の促進と放牧飼育の推進、並びに優良種子の確保対策についてであります。現在、市内酪農家では、粗飼料基盤を活用した土地利用型の酪農経営が行われておりますが、生産乳量を増加させ、乳牛の能力を十分発揮させるためには、高栄養な配合飼料も必要となるものでありまして、配合飼料が必要な養分量ベースで全体の4割、生乳代金に占める費用は3割と大きなウエートを占めています。また、配合飼料価格の高どまりも想定されておりますことから、既存の土地と施設、更には機械を効率的に活用し、配合飼料にかかわることができる栄養価の高い飼料の確保対策が急がれているものであります。

このため、本市におきましては、本年度から畜産環境整備事業において良質な飼料確保のた

めの草地整備を計画的に実施し、大和牧場における追播による草地の簡易更新の実施、耕畜連携水田活用対策を活用した転作作物の効率的活用に向けた牧草収穫機械の導入、更には電気牧さくや給水施設の整備による放牧酪農への取り組みなど、自給飼料を活用した低コストで安定的な酪農経営の確立対策をそれぞれ行っているところであり、また、優良種子の確保による栄養価の高い青刈りトウモロコシの作付推進のため各種事業に取り組むなど、総合的な対策を講じることで畜産農家の経営安定対策に鋭意取り組んでまいります。

次に、農地政策の見直しについてであります。

食料自給率の引き上げが進まない中で、農地の有効活用に向け、農地をまとめた面として集積することや、耕作放棄地の解消、更には農地情報のデータベース化など、全体的な農地政策の改革が本年度からスタートいたしました。

お尋ねの本市における担い手への農地集積状況についてであります。今回の農地改革における分離した農地を団地として面的にまとめる集積、いわゆる面的集積としては、現段階において、この数値をとらえることは困難なため申し上げることはできませんが、認定農業者が担い手として位置づけられておりますことから、この認定農業者の経営面積の推移で申し上げますと、平成19年度末の全経営耕地面積1万7,100ヘクタールに対し、17年度末で78%、18年度末で85%、19年度末で86%となっております。ただ、担い手の規模拡大においては、やむを得ず離れ地を集積する事例も多くありますことから、面的集積率は、これを相当下回るものと推定されています。

また、耕作放棄地の活用を促進するために、国より示された利用権規制の見直しにつきましては、現在、全国段階で論議がなされていますが、今回の農地の規制緩和などは耕作者主義に基づく現行の農地制度に大きな変革を及ぼすだけに、今後の動向を注視するとともに、くれぐれも慎重な対応を望むものであります。

次に、耕作放棄地の実態とその解消策についてであります。

本市における耕作放棄地は、平成17年の農業センサス調査で、販売農家に係るものとしては41ヘクタールとなっておりますが、平成19年度の農業委員会による農地パトロールでは54ヘクタールと報告されています。耕作放棄地は国全体としても年々増加しておりますことから、本年度からこれを解消するために現状を的確に把握し、5年後をめどとして、その状況に応じた解消対策を市町村ごとに策定し、食料供給の基礎的基盤である農地の効率的利用を推し進めることとなったものであります。このため、現在農業委員会と市で事前調査を行っている段階であり、今後耕作放棄地であっても、直ちに耕作できる状況であったり、基盤整備により農業利用が可能な農地と、原野化し農地への復元が不可能な非農地にそれぞれ区分し、農地については、市において耕作放棄地解消計画を年度内に策定しながら、この解消に努めるものであります。

また、農地情報の一元化につきましては、平成17年度から天塩川土地改良区が中核となり、改良区エリアの農地情報の整備、共有化に向けて行政や関係機関による天塩川地区農地情報整

備推進協議会を組織しながら事業整備を進めているところでありますが、本年度から地番図、写真図、耕地図などをもとに農地データの一部利用が開始されるところであり、本市としても平成13年度から整備しています地理情報システムにおいて随時農地情報の整備に努めているところであります。

また、本年度から実施される農地面的集積支援モデル事業への取り組みにつきましては、集積業務を行う組織の設立と農地所有者からの集積推進に向けた委任手続などが必要となりますが、現在、本市で通常行われている農地調整手続によっても、農地の出し手から受け手へと、この事業による機能と同様に的確な集積事務が可能でありますことから、まずは今の手続において今後の集積に当たってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 天塩川清流苑についての御質問にお答えをいたします。

天塩川清流苑は、旧朝日町との広域事業の一環として、平成15年1月に供用開始された火葬場であります。本施設の共同利用につきましては、当時近隣町と協議を進める中で、旧朝日町との共同利用による施設計画がなされた経緯があり、朝日町火葬場については、昭和58年度の改築であることから、老朽化のため合併協議に基づきまして、20年3月末をもって廃止したところであります。また、本施設の規模や利用料金など道内の同様施設との比較につきましては、道内類似市の施設規模を参考に火葬炉を3基とし、また、利用料金につきましても、他市の料金等を参考に算定したところであります。

そこで、お尋ねのありました今日までの利用状況につきましては、平成15年度263件、16年度283件、17年度217件、18年度270件、19年度282件であり、過去5カ年の平均で263件となっております。

次に、施設運営の形態についてであります。これら施設の管理業務及び火葬業務については、市内民間会社に委託しており、現在管理業務及び火葬業務員1名と苑内清掃業務員1名の計2名の配置人員となっており、従事時間につきましては、午前8時45分から午後5時15分とし、休場日は1月1日及び2日並びに友引の日としているところであり、急を要する場合にはその都度対応をしており、現在の人員及び従事時間につきましては、施設運営上支障はないものと認識しているところであります。また、市の管理責任につきましては、施設及び機械設備等の保守点検及び修理等につきましては、市の責任において実施するものであります。

次に、待合室の全室いす席の要望につきましては、建設計画の際に、和室2室と洋室1室の計3室の待合室を設けたところでありますが、その際、さまざまな状況に応じた対応を図るため、和室と洋室の2種類の待合室を設置したところであり、中には和室で横になりたい方等もおられ、今後におきましても、和室と洋室の待合室の利用を考えているところであります。

また、火葬時の台車につきましては、火葬炉3基に対応できる範囲での台数及び告別室から火葬炉室、更には収骨室への順路スペースを考慮し、現在、1台による使用であり、お尋ねの

ありました台車の増台につきましては、台車自体が高額なことから、これらの保守点検等の経費を考慮し、当分の間は台車1台による使用を考えておりますが、利用者の待ち時間短縮の対策として、告別室と収骨室との併用等を含め、今後の課題として受けとめております。

また、従業員の接客マナーにつきましては、委託事業者の内部研修に期待いたしますが、従業員の更衣室、喫煙室、除排雪の件につきましては、委託事業者からそういう申し入れはありませんので、今後委託事業者に事実確認をさせていただきたいと存じます。

次に、携帯電話の受信等の問題につきましては、電波試験等を実施したところ、苑内の一部箇所に圏外区域もありますことから、これら対応策として、屋内、屋外アンテナを設置し、利用者の不便を解消していくべく検討しているところであります。

次に、遺体数の多い場合の近隣市町村との連携につきましては、3基の火葬炉でありますので、4体目となった場合には、まずは午後の時間帯での御利用をお話しさせていただき、午前中の火葬を希望される場合には、他市町の火葬場を御紹介いたしております。これらの実績といたしましては、4件以上で他市町の火葬場を使用した件数は、平成16年度、名寄市が1件、剣淵町が4件、18年度で剣淵町が2件、平成19年度で剣淵町が1件となっており、逆に他市町から本市の火葬場を使用した実績は、16年度13件、17年度で12件、18年度で27件、平成19年度で28件となっており、市町村間での広域的な連携協力を図りながら対応しているところであります。また、将来における広域的な連携構想につきましては、過去に火葬場共同利用の協議を進めてきた経過等もございましたが、今現在、広域による構想には至っていない状況であります。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（池田 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

9番 平野洋一議員。

9番（平野洋一君）（登壇） 2008年第2回定例会に当たり、通告にのっとり一般質問をいたします。

まず1点目、教育環境の整備について、とりわけ学校図書の充実について質問をいたします。

今年度も含めて既に2度の全国学力調査（学力テスト）が実施され、昨年度の結果から北海道は期待に反する調査結果となりました。道の教育委員会は学力向上策としまして、学校改善プランを全道から集約し、わかりやすく有効な取り組みを今週にも全校に例示する方針を固めたとのことでございます。

まず、本市では、各学校からどのような改善計画の策定例がなされているんでしょうかお伺いをしたいと思います。

既に、4月の時点で、授業時間と指導内容が増える新学習指導要領の前倒しの内容が公表され、来年度から学校現場の教科指導が大きく変わることとなりました。しかし、きめ細かな指導に必要な教員配置を約束されておらず、教育環境整備の見通しは不透明のままであります。教員の多忙化が深刻になる中、授業時間や学習内容だけが増えれば、更に負担は重くなり、教育の質が落ちてしまうおそれがあります。この先、地方分権が進むと自治体の財政力によって教員の増員などの手当てができたり、できなかつたりして必然的に教育の地域格差も生まれる心配もあります。各学校では放課後、会議や書類作成、保護者対応等で教員の多くが振り回されています。教師と児童・生徒と一緒に遊んでいる風景など、子供と向き合う時間が極めて減っている現実をどうお考えでありましょうか。いつの時代でも生きた学力は上から押しつけられたものでは育たないのであります。みずから学ぶ意欲の育成こそ大切なことであります。学校図書を充実し、フルに活用して1人学習ができる環境をしっかりと整備してあげたいものではありますまいか。

さきの報道で文科省は、みずから学ぶ意欲を助長する一環として、地方交付税に含めて一定の学校図書充実の費用を盛り込んであるとのことでありました。しかし、地方自治体においては、真の学校図書費に充当せず、他の費目に流用されているとのことでありました。本市の学校図書の充足率の状況はどのようになっているのでしょうか。さきの報道は本市に当てはまるものなのでしょうか。地方財政が厳しいとはいえ、学力向上対策とも関連して、本市の今後の取り組みについて英断をお聞かせいただきたいと思えます。

続いて、2点目、学校施設の耐震化工事の促進についてでございます。

昨日の菅原議員の質問と重複することもあると思いますが、お許しを願って申し述べたいと存じます。

学校は地域の文化の殿堂として市民共有の財産であり、同時に、緊急の避難場所として極めて重要な施設であることは、市の防災計画にも明記されております。去る5月12日、中国の四川大地震の例を見るごとく、震源地周辺のことごとくの学校が崩壊し、地震発生時に授業中であったことも災いして、実に多くの犠牲者を続出させました。あの惨状をどのように受けとめられましたか。これを生きた教訓として、さきの国会で学校施設の耐震補強工事に対する国の補助率を引き上げる特別措置法が成立しました。しかし、これは本年から向こう3年間の時限立法であります。対象学校の多い本市では、とにかく莫大な予算が伴うものでありますから、国の動向いかんで大きく動きも変わろうと思えます。また、学校再編も視野に入れるとなれば特別委員会の結論も待たなければなりません。この特別措置法の成立を契機に、本市の取り組みとして前向きな方向性は打ち出せないものでしょうか。

本市は、火山国日本の中では比較的地震の少ない地域と言われていますが、災害への備えを後回しにすることは行政として許されないことでありまして、事は急を要すると思えます。慎

重に対応するばかりではなく、耐震対策に必要な財源をいかに工夫するか知恵を絞り、これら工事の計画を1日でも早く樹立して事に対処していただきたいと思いますが、いかがでありますでしょうか。

続いて、大きなくくり2点目として、都市計画道路の整備についてお伺いをいたします。

主要幹線道路網の1つとして、西広通りの整備促進については、過去にさかのぼるといろいろと紆余曲折を経て今日に至っております。市の財政の逼迫の折から、道道昇格路線として下北橋に通じる遠大な計画もありましたが、全く先が読めない状況で推移してまいりました。今回行政サイドの大英断により、向こう10カ年の総合計画にしっかり位置づけ、その推進が図られることに敬意を表したいと思っております。東広通りも完成に近づきつつあり、西広通りができて初めて市街地を大きく取り囲む環状線的な道路網となり得るのであります。まず、計画ができましたことから、これら整備の着手年度、完成年度をどのように押さえておられるかお伺いしたいと思います。

地域の要望は、終末処理場の完成時点にさかのぼるわけですから、実に長い年月が経過しているわけですので、1日も早い工事の開始、そして完成を期待しているのであります。幅員は18メートルと計画されていますが、これに間違いはございませんか。現状から申し上げますと、終末処理場周辺は暗いイメージがついて回ります。特に、競馬場跡地は街路灯もなく、暗やみに乗じてごみのぼい捨てが横行し、住民の多くが困惑しております。捨てるごみならまだしも、粗大ごみすら投げられていることがあるのです。また、駅の西側は、西大通り、現在の西小学校前に大型車が集中しています。ここは通学路であります。道路交通法の改正後、車道を自転車車が走るのですが、幅員が狭く極めて危険であることが今から予想されます。西広通りの整備と相まって、競馬場跡地の緑地公園化、公営住宅の建てかえ移転等、周辺地域で安心して暮らせる環境づくりができないものでしょうかお伺いをします。暗い、汚い地域は捨ておけといった感覚は払拭すべきであります。見解をお伺いしたいと存じます。

大きく3点目、橋梁整備事業の推進についてであります。

本市は、天塩川の流れとともに、人と大地が躍動する町として、水こそ豊かな自然環境であり、重要な町の財産ととらえています。先人は天塩川の流れにどれほど翻弄されたことか。しかし、この天塩川に多くの橋梁をかけ、水と緑の里づくりに邁進してまいりました。ところが今、全国のあちこちで橋梁の鉄骨に亀裂が生じたり、ひどいところでは橋の崩落事故が起こっております。地方自治体の苦しい財政から補修費の捻出がままならないからであります。一番の原因は、新しくかけかえるときは国からの補助が出るのに対して、補修は市の持ち出しのため、財政上後回しになりがちだと言われています。特に、工事の利潤が少ないため、今回の北部団地の工事同様、受注業者が極めて少ないとも言われています。本市にはいかほどの橋があり、どのような経過年数になっているのですか。現在どのように保守点検が行われ、どのような状況下で補修に取りかかっているのですか。また、崩落事故など絶対に起こらないよう、補修費は満たされているのですか。この際、お伺いしておきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から都市計画道路の整備について答弁を申し上げまして、橋梁整備につきまして、建設水道部長から、教育環境の整備につきましては、教育委員会のほうから答弁をいたします。

都市計画道路西広通りは、昭和57年に駅西地区の幹線道路として都市計画に決定され、国道239号線の観月橋市街地寄りを起点として、南に向けて道道剣淵原野土別線を終点とする総延長約1,660メートルの整備計画であります。当初は土別市都市計画マスタープランで西広通りの道道昇格とともに、下北橋からの接続もあわせて道に要請をしまいましたが、近年おける北海道の財政事情から早期の事業採択は見込めない状況であると判断し、市の事業として総合計画に盛り込み年次的整備を実施する計画としたところであります。現在、整備中の東大通りは今年度の完成予定であり、幹線道路網整備の観点から、引き続き事業の実施が可能となりますよう都市計画道路の事業採択に向け準備を進めているところであります。

そこで、現時点での整備計画であります。平成21年度に国の採択を受け、平成22年度から調査設計に着手、平成26年度完成予定の5カ年での実施を考えており、具体的な整備内容につきましては、ただいま進めているところであります。

この都市計画マスタープランの見直し作業の中で、地域住民との協議も得た上で決定をすることとなりますが、接続する道路の現況幅員との整合性や経済性、利便性を考慮して、幅員は18メートルと考えており、更に、交差点部などの道路照明につきましても整備検討してまいりたいと存じます。

また、西小学校前の通学路の交通安全についてであります。今年度の道路交通法の改正により、小学生や高齢者を除き、原則的には歩道の自転車通行は認められないこととなりますので、一般の方々や運転者のマナー向上がなお一層必要となりますので、今後は事故の未然防止対策などについて、土別警察署などと連携をし、啓蒙・啓発を強めてまいりたいと存じます。

次に、競馬場跡地の利活用につきましては、現時点では明確な計画などはありませんが、都市計画マスタープランの見直しによる検討、あるいは西広通りの整備完了後に予想される地域の環境変化に応じた整備について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、橋梁整備事業の推進についてお答えいたします。

まず、本市の橋梁の現況についてであります。橋梁延長が20メートル以上のものが89橋、20メートル未満のものが289橋となっており、全体で378橋であります。経過年数で申し上げますと、40年以上となっているものが58橋、30年から40年経過しているものが156橋、30年未満のものが164橋となっております。これらの橋梁は今後も適切な維持管理が求められるところ

であり、お話にありましたこれらの保守点検につきましては、通常の道路パトロールによるもののほか、職員による点検を実施してきており、簡易な補修は直営で実施をしております。また、改修が必要な場合については、橋梁を初め道路全般に対する災害防止を目的として、平成8年度に実施いたしました道路防災総点検における診断結果をもとに、国の補助制度などを活用し順次かけかえを行ってきたところであります。この防災点検に基づく事業として、今年度川西上土別街道線、大和橋のかけかえを実施するものであります。

今後におきましては、従来の事後的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへの円滑な転換を図り、橋梁の長寿命化や費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性、信頼性の確保を目的として、国土交通省が進めております長寿命化修繕計画策定事業費補助制度を活用し、橋梁の長寿命化に取り組んでまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 平野議員の教育環境の整備について、私からお答えを申し上げます。

まず、学校図書の充実にかかわり、全国学力学習状況調査の結果を受けて、学校改善プランについてのお尋ねがございました。小学校6年生、中学校3年生を対象に昨年実施された学力テストの結果につきましては、議員もお話のように、北海道は全体において残念ながら下位の結果となりましたことから、北海道教育委員会としましては、調査結果を多面的に分析し、明らかになった成果や課題に基づいて、学校や家庭、地域に役立つ改善方法や、それらを活用した改善プランの例を示した北海道学校改善支援プランを作成し、各学校に配布されたところでございます。

本市における調査結果の概要につきましては、今年1月に公表したとおり、小学校の国語Aで全国平均を上回ったほかは、ほぼ全道と同じ傾向を示す結果となったところでございますが、改善計画につきましては、校長会と協議し、道教委や上川教育局で作成された改善プランを有効に活用する中で、事業内容や指導方法の改善を初め、朝読書や小テストの回数を増やし、また、家庭学習の定着を図るための宿題を課すなど、各学校が独自に分析した状況に応じ、それぞれの改善策を講じていくことで共通理解を図りながらとり進めているところでございます。

次に、教員が多忙化している現実についてのお尋ねがございましたが、教育関連三法の改正が行われる中で、文科省は小・中学校の新学習指導要領を平成21年度から移行措置がスタートし、小学校が23年度から、中学校が24年度から完全実施されることとなりますが、小学校における外国語活動が導入されるなど、学校現場の教科指導も大きく変わることとなり、教職員の増員計画はあるものの教員の多忙化は改善できるのか、教育環境整備は不透明な部分も多いままでございます。

こうした中で文科省は、20年度から地元の退職教員や文化・芸術・スポーツの指導者、自治会などボランティアで学校教育に参画してもらい、少しでも教員が子供たちと向き合う時間が

拡大され、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備するため、学校支援地域本部を全市町村に設置することで進めておりまして、本市においても、南中学校下をエリアとして、モデル事業として展開していく計画であります。また、文科省では、昨年11月に教員が子供と向き合う時間を拡充することを検討する学校現場の負担軽減プロジェクトチームを設置し、調査文書の見直しを初め、情報の共有化のための条件整備とさまざまな角度からの負担軽減につながる支援体制の構築を目指しております。

加えて、全道・管内な取り組みといたしましては、平成17年度から教職員の心身の健康の保持増進を基本目標に、時間外勤務、業務の縮減等に向けた推進委員会を設置し、管内の重点的な取り組みの策定について進めるとともに、各学校においても、学校個々の実情に応じて、部活動指導や引率のあり方を含め、業務処理体制の見直しや会議の効率化について具体的な取り組みを策定し、教員が子供と向き合う時間が少しでも多く確保できるよう計画を立てて実施しているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、学校図書の実態についてお尋ねがありました。

昨年の全国学習状況調査における1日の読書時間は、本市においては1日10分以上読書する児童・生徒の割合は、小学校では全国と比べほぼ同じレベルで、全道と比べるとやや高く、中学校では全国、全道と比べ、いずれも高い結果となっており、読書に対する興味、関心の高さがうかがわれたところでございます。

そこで、本市における学校図書館・図書の実態でございますが、基準財政需要額に対する学校図書購入費の予算措置率は、18年度が小学校が42.5%、中学校が32.5%でしたが、19年度は国の措置額が増額したことによりまして、小学校が29.2%、中学校が25.9%と必ずしも高くない状況となっております。また、19年度末の標準蔵書冊数は、小学校の合計が5万9,560冊であります。これに対しての蔵書冊数は3万8,016冊で、整備率は63.8%であり、中学校では4万2,880冊に対し、2万8,786冊で、整備率は67.1%となっている現状にありますが、19年度において国際ソロプチミスト土別から市内のすべての中学校に総額150万円分の図書の寄贈があり、学校の図書充実が図られたところでございます。

なお、今後の取り組みについてでございますが、蔵書冊数の課題もありますことから、厳しい財政状況下ではございますが、前段申し上げました図書購入費の基準財政需要額に対する予算措置率が少しでも上がり、更に蔵書冊数の増加が少しでも図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、学校施設の耐震化工事の促進についてのお尋ねがありました。

中国で発生した四川大地震では、死者約6万9,000人、負傷者数約37万4,000人、行方不明者約1万7,000人と発表されておりまして、特に、多数の小・中学校の校舎が倒壊し、6,500人以上の児童・生徒が犠牲となったところでございます。また、6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震では、岩手県奥州市と宮城県栗原市で震度6強、北海道から愛知県までの広い範囲で震度6弱から1の揺れが観測され大きな被害が生じたところでございます。このような大震災は、

建物や道路等の被害ばかりでなく尊い人命を失う等、その深刻な状況に胸を痛めておりまして、予測困難な災害に対しましても可能な限り準備をするなど、今回の教訓を生かしていかなければならないと考えております。

そこで、お話にございました地震防災対策措置法の改正を受けての本市の取り組みでございますが、昨日、菅原議員に御答弁いたしましたとおり、国においては地震防災対策措置法の一部改正を行い、6月18日付で施行され、学校の改築や耐震補強事業に対する補助率の引き上げを行ったところでございますが、この対象となりますのは、現時点では北海道における地震防災緊急事業5カ年計画に登載されております発生危険度の高い地域の公立学校でございますが、現状での土別市の学校は、その対象となっていないところでございます。

また、22年度までの時限立法でもありますし、耐震補強工事等を実施する上では耐震診断結果等により、地震の際に危険性が高い校舎とされておりますことから、この法律の3年間という期限内での実施は現段階においては難しいものと判断しております。ただ、地震防災対策特別措置法は、過去2度にわたりまして期限延長がされておりますことから、今回の時限立法のこのような措置の延長も今後期待しているところでございます。

いずれにいたしましても、地震発生時における子供たちの安全確保はもとより、災害発生時には校舎は地域住民の避難場所となるなど学校施設が重要な役割を担っておりますので、今後道教委など関係機関と十分協議を進め、適切な耐震化について検討を行ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 16番 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君）（登壇） 2008年第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

質問の第1は、国保税を65歳から74歳までの人について年金から天引きする問題についてであります。

この件については、去る臨時議会で提案され、強制的、一方的な年金からの天引きはしないこと、国保加入者の理解と納得を得る親切な対応をすること、加入者の収入状況、生活状況をよく把握して、税の軽減の適用、収入が余りにも低い人には生活保護を適用する相談なども行うことなどを申し上げ、相山副市長も親切、丁寧な対応を約束されておりました。この間、国保税の年金特別徴収制度の該当世帯について、どんな対応をなされてきたのか。該当市民の声はどんな声があったのかもお知らせください。

次に、国保税の軽減状況についてお伺いをいたします。

国保税は所得がなくても払わなければなりません。7割、5割、2割の軽減世帯数と軽減額についてお知らせをください。そして、これらの軽減額と軽減世帯数、これは類似の市町村と比べてもどうであるのか、どういうふうに把握しておられるのかもあわせて答弁を求めたいと思います。

質問の第2は、市立病院の19年度決算見込みと病院改革の進行状況についてであります。

市長の行政報告でも柿崎議員の質問でも一定決算状況について述べられておりますけれども、19年度単年度で5億円の新たな不良債務、そして、19年度末の不良債務が13億2,000万になった、そういうことに市民の声は、このままでは土別市は夕張のように財政再建団体になってしまうのではないかと、土別の将来はどうなっていくのかと心配する声がよく聞かされるのであります。5億の不良債務を発生させた単年度の原因、柿崎議員の答弁にもありましたけれども、それよりももう一步突っ込んだ分析をどうなされているのか、この点を19年度の決算見込みについて答弁を求めたいと思います。

次に、19年度末をもって休止された市立病院の食堂の再開の見通しはないのかということでもあります。

食堂の利用者が少なくなって採算がとれずに休止したのはわかるけれども、病院を訪れる方、通院している人たちからも、簡単なものでもいいから食事を出せないかとの希望が強くあります。休止に至る経過と今後の見通しについて、どう考えていらっしゃるのか答弁を求めたいと思います。

次に、不良債務を解消する病院事業特例債の活用について、どう検討されているのか。

この病院事業の特例債を活用するとなると、単年度黒字など出さなければならないなど、大変厳しい制限があるし、特例債を申請するなら道との協議も早目にしなければならないのではないのでしょうか。道とどんな話がなされているのか。そして、活用するならヒアリングの時期は一体いつごろなのか。また、この特例債を活用しないとすれば、不良債務の解消にどんな方策が考えられているのか、この点もお聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、病院改革プランの策定についてであります。

病院事業を設置する自治体は、国が昨年12月発表した公立病院改革ガイドラインに沿って、20年度中に改革プランを策定することになっておりますけれども、現在はどの程度まで進めたのか明らかにしていただきたいと思うのであります。

病院事業の特例債の活用を考えるなら、この改革プランは表裏一体の関係にあるのであります。そうであれば、20年度中に改革プランができればいいということでは来年の3月の末であります。それでは特例債の活用をするとなるとヒアリングは急がなければならない。そして、改革プランがどう示されるのかというのが、1つの病院事業特例債を借りる、その審査がされるわけですから改革プランも急がなければならないのではないかと、こう思うんだけど、その点はどうお考えになっているのか明らかにしていただきたいと思うのであります。

私は市民の声、これは先ほども申し上げましたけれども、市立病院は一体どうなるのかということと、健康や命を守っていくためにも市立病院の充実を求める、そういう期待の声も大なるものがあります。病院問題解決のために職員間の改革の論議は、これはもとより、同時に、市民にも提起し話し合いを持つべきではないか。市立病院の存続や改革のためには、市民は何ができるか、何を求めているかなどをよく話し合い、改革プランの策定作業に生かすべきではないか、こう思うんだけどいかがでしょう。

病院の職員による、あるいは医師による出前講座なんかも始まるようでございますけれども、非常に病院の職員の皆さんも頑張っておられる。けれども国の医療政策に大きく立ちはだかれて、診療報酬の引き下げでありますとか、医師不足の解決策がなかなか出てこない。こういう中では、単に一地方自治体の努力だけでは相当な限界に来ている。こういうことも市民の前に明らかにしながら市立病院のあり方を、そして解決策を図っていく、そういうことを今こそすべきではないか、こう思うんだけど、市長の考えを承っておきたいと思います。

次に、自治体病院の広域化、そして、この連携構想についてでありますけれども、市長は北海道医療対策協議会の一員として、上川北部の医療は名寄市立病院をセンター病院とする広域化連携構想をまとめられました。2月3日の時点では、広域連携については新聞でも報道されておりましたけれども、土別の市立病院の不良債務の問題がネックになっていて、さたやみになっているのではないかと。その後、どんな話し合いがなされ、今の状態はどんなふうになっているのか。また、医師確保の問題や北海道の医療をどうするかなど、北海道の積極的なイニシアチブを要望する声が強いと思うのであります。道との話し合い、道に対する要求や要望、市長はどうされてきたのか。そして、今後どうされようとしていくのか。これも答弁を求めておきたいと思うのであります。

質問の最後は、学校図書購入費と地方交付税の算入額についてでありますけれども、今の平野議員の質問で教育長が答弁されました。特に、19年度は基準財政需要額が増えたから交付税措置される。小学校の図書の購入費は29.2%、中学校は25.9%、それから図書の整備率は、小学校で63.8%、中学校で67.1%と低い。1つは、交付税で措置されながら、こういうふうになんか点検されると、実際に学校図書購入費に充てるとされて国から交付税の措置がされる。その程度でやって、ほかに予算が使われるなら、学校の図書予算も、購入予算も国が減らしてくる、こういうことも考えるんだけど、ここら辺はどういうふうになっていくんでしょう。

更に、私は予算を編成する。そして、予算をつけて提案するのは市長であります。教育長はいろいろ努力をされると言われておられるけれども、このように明確に地方交付税の中に算入されて、図書購入費はこういう状態であると。この解決のために市長は予算を編成する、そのときにどんな立場で臨まれるのか。この点をお聞かせをいただきたいと思うのであります。

読書活動は読むことから始まって、それは読書を通じて学習の基本や感動を受ける読書は、それは大きくなって生きていく、人格の形成の上で大きな役割を果たしていくと思うのであります。

そこで、士別市立図書館と学校図書館との連携が行われて、移動図書館車が学校を巡回しておりますけれども、学校での図書の貸し出し状況はどんな状況なのか。そして、どんな連携をされているのかもお示しいただきたいと思うのであります。

以前にも取り上げましたけれども、学校に図書館司書を配置すること。これは学校図書館法では、学級数によって司書教諭を置くことになっておりますけれども、それに基づいて司書教諭が配置されているのかどうか。今の時点で恐らく担当は決めているけれども、ほかの業務が

忙しくて、そういう任務を与えられても実際にその機能が果たせない、これが教員の声でもあります。

私は、そういう点では市立の図書館に司書を増員して、各学校に図書の本の整備や児童・生徒の図書活動についてのアドバイスを行える、そういう体制をつくるべきではないか。また、図書館ボランティアも置かれておりますけれども、こういう図書館ボランティアの皆さんとも相談を行って、学校図書の予算の増額、そして、子供たちの読書活動が一層充実する、そういうように大きな力を発揮すべきではないか、これに対する教育委員会と、そして予算をつける市長の英断についても伺って、私の質問を終わりたいと思います。（降壇）

副議長（池田 亨君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 齊藤議員の御質問にお答えをいたします。

私から、市立病院に係る御質問のうち、自治体病院の広域化連携構想、そして改革に当たって市民の理解を得るための考えについてお答えを申し上げます。

また、病院改革プラン及び病院事業特例債につきましては、本庁担当副市長から。決算状況、病院の食堂につきましては病院の事務局長から、また、国民健康保険につきましては市民部長、学校図書につきましては本庁担当副市長、そしてまた、教育長のほうからそれぞれ御答弁を申し上げます。

自治体病院の広域化連携構想につきましては、現下の国の医療を取り巻く環境を考慮したとき、単に本市病院経営の問題にとどまらず、将来にわたって上川北部全体の医療を守るためには、昨年北海道医療対策協議会で出された名寄市立病院をセンター病院とする広域化連携構想を基本とした効率的な医療体制の確立、これは不可欠であると強く認識をするものであります。

こうした状況の中で、去る5月21日に、名寄市において高橋知事も出席をし、上川北部の地域づくり推進会議が開催され、その会議におきまして、私から市立病院の現状や、ただいま申し上げた広域化連携構想の考えについて意見を述べるとともに、医師の確保対策についても要請をしたところでございます。

これを受けて高橋知事からは、名寄市立病院との連携については、北海道が仲介をし、少しでも前に進めていきたいとの強い考えを示していただき、更に名寄市長からは、両病院の連携とともに、医師派遣に対し大きな権限を持つ大学との連携、このことが極めて重要であり、北海道の一層の指導が欲しいとの話があったところでありまして、私としても、今後の北海道の果たす役割に大きく期待をしているところであります。

更に、医師の確保につきましては、高橋知事から、医育大学の定員拡大の取り組みや国に要請していく考えが示されたところでありますが、国においては厚生労働大臣が医師抑制から増員への方針転換を過日表明したにもかかわらず、一部には将来的に医師が過剰になるといった意見も出されるなど、中央においてはいまだに地方の現状を理解しない状況に、私もいささか憤りを感じるのでございます。

ただ、医師養成には約10年を要するほか、連携協議しても一定の時間を要することでありま

すし、本市病院の抱える不良債務も喫緊の課題でありますことから、まずは単独での病院経営の改善を目指し、総務省のガイドラインに沿った病院改革プランの策定を急いでいるところであります。

次に、改革プランを策定に当たって市民からも意見を求めてはとのお話であります。多くの市民の方々が安心をして診療を受けることができ、親しまれる病院づくりを目指してさまざまな御意見やお考えを示していただくことは、これは大変重要なことと私もそのような認識に立っております。しかしながら、経営の健全化を目指すといった一定の制約があることから、場合によっては市民の御理解や御協力を求めることもあろうかとは存じますが、今後改革プランの内容やスケジュールを市民の皆さんにお示しをしつつ、現在の外来診療科を維持するとともに、病床につきましても、医師や看護師の数や、これまでの病床利用状況を踏まえながら、今後病床数を決定し、病院内の業務改善や収益面の向上対策も鋭意進め、健全経営を目指していくものであります。

更には、病院と市民との交流を深めるために、平成11年11月より病院フェスタを開催し、医療機器の紹介や医療相談、服薬指導、医療に関する講演会などを開催いたしてまいりましたが、これに加えて、出前講座を開催することにより、医師や看護師など、各種医療スタッフが市民の中に入って糖尿病やメタボリックシンドロームに関する話、がんに関する話、薬の正しい知識、各種栄養講座などについて話をするなど、院外での交流活動を進めてまいりものであり、去る18日には九十九大学で出前講座を実施いたしました。こうしたことによって病院の現状や病院に対する市民の理解を深めていただき、市民に信頼される病院づくりを目指してまいりたいと考えております。

なお、改革プランを策定するに当たっては、策定段階から議会の皆さんと十分協議をいたすとともに、改革プランが策定されましたら、市民の皆さんに御理解が得られますように努めてまいり所存であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君）（登壇） 私から、病院改革プラン及び病院事業特例債についての御答弁と、更に、学校図書の関係と交付税のかかわりについて御答弁を申し上げます。

まず、不良債務を解消するための病院事業特例債の活用についてであります。

病院事業特例債は、病院経営の急激な悪化により、全国の病院を有する自治体において、財政再生団体、あるいは早期健全化団体が続出することが懸念されることから、病院事業の不良債務を一たん長期債務に置きかえて解消し、計画的に返済しようとするもので、平成20年度に限り起債借り入れが認められるものでございます。この特例債は、病院経営の悪化が最近の医師不足などが主な要因であることから、平成16年度から19年度の不良債務増加分について対象となるものでありまして、本市の場合、19年度末不良債務13億2,000万円のうち、12億9,400万円が該当することになります。

本市においては、特例債の活用を前提に改革プランの策定に努めているところでもありますが、償還期限が7年以内と短期に限られており、この償還財源をどう確保するのかといった課題のほか、この16日に出された国の通知によりますと、特例債を発行する病院にあっては、8月中に北海道との協議を終えること。更に、24年度末時点では特例債の残高を流動負債に加えるとされていることから、この残高を上回る経常収支の黒字を確保する収支計画を策定しなければならないといったような、極めてハードルの高い内容となっております。

こうした状況から、他市では特例債の発行にかえて、一般会計からの長期貸し付け、あるいは基金の繰替運用などといった手法も検討されているようでありまして、本市においても、近々に上川支庁と協議をすることになっておりますので、こうしたことも含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、病院改革プランの策定についてでありますけれども、公立病院の経営につきましては、医師不足、診療報酬の改定、更には過疎に伴う患者の減少など、多くの病院が極めて厳しい経営環境にあり、このため国は昨年12月に公立病院改革ガイドラインを発表し、公立病院の果たすべき役割を検証するとともに、抜本的な改革を図る中で経営の健全化を図ることが必要とされつつ、病院事業を設置するすべての自治体は、平成20年度中にガイドラインに沿った改革プランを策定することとなっております。

このガイドラインにつきましては、改革のための3つの視点が示されており、1つには、経営効率化の視点から、病院経営の健全性を確保するために、最低でも経常収支比率、職員給与費対医療収益比率、そして病床利用率について数値目標を設定するなどして経営の効率化を図ること。2つには、再編、ネットワーク化ということで、基幹病院を中心として病院を再編し、ネットワーク化を進めるもの。3つには、経営形態の見直しでございまして、民間的経営手法の導入を図る観点から、例えば、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入、更には民間譲渡についても検討すべきというもので、経営の効率化を中心とした改革プランにあっては3年程度、再編ネットワーク化や経営形態の見直しを図る場合には5年程度の計画期間を設けることができるとされておりますけれども、市立病院の改革プランについては、経営の効率化に主眼を置いて経営の健全化を目指したプランづくりをいたす考えでございます。

そこで、プラン策定の進行状況であります。2月に院内に病院職員をもって病院改革推進会議を設け、ここで収益増対策、経費節減対策、業務の見直し、再構築、更には職員の意識改革など病院の業務、経営全般に関する事項を各部署が共同で、これまでに10回にわたって検討を図ってきたところであります。これまでの検討内容につきましては、収入増に向けての検討、看護業務の見直しや改善、更には市立病院の広報啓発として、ホームページの改善、院内広報紙の発行及び出前講座の実施などについてであります。今後もあらゆる事項について検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市立病院の経営状況について職員同士が共通の認識に立つため、6月には医局や臨時職員も参加する中で、平成14年度から19年度までの病院の経営状況の説明会を延べ3回にわた

って開催いたしたところであり、このことを通じて病院の経営実態を改めて理解いただき、職員に対して業務改善や収益確保対策についての提案を求めてまいりたいと存じます。今後におきましては、病床数についても、これまでの利用状況や現在勤務している医師数及び看護師数を考慮する中で、どの程度の病床数がよいのか検討を深めていくとともに、改革プランでは経常収支において赤字を計上しないことが求められておりますだけに、考えられるさまざまな項目について鋭意検討いたしてまいりたいと存じます。

そこで、先ほど申し上げましたけれども、改革プランの策定は20年度中とされておりますけれども、特例債を活用する場合には8月中までにプランの骨子を定める必要があり、それに基づいて道と協議をすることになりますけれども、先ほど申し上げましたように、かなりハードルが高いということになりますので、果たしてそれに合致するような計画ができていくのかどうかということもありますので、その特例債の活用の有無というものも今後慎重に判断をしていかなければならないものと考えております。

ただ、仮に特例債を活用しないとすれば、改革プランは20年度中ということになりますと、議員のお話にありましたように、3月までにつくればいいのかということになりますけれども、本市の病院の実態からいたしますと、そういうような状況にはございませんので、そういったことを十分勘案をして早期にプランを策定してまいりたいと考えております。

それと、学校図書費の関係と交付税の関係についてでございますけれども、交付税制度というのは議員も御承知のとおり、いろいろな要素が入って基準財政需要額というものが算定されるわけでございます。その中に、今御質問のありました学校図書の購入費、これは1学級40人の児童・生徒を1つの基準として交付税上に需要額が算入されるわけでありまして、本市の実態からいきますと、小規模高校、福祉学級等々もございまして、現実の問題としては、実際に交付税で算入されている額と実際の予算措置が乖離をしているという実態もあるわけでございます。

ただ、交付税制度そのもので申し上げますと、いろいろな分野で、教育ばかりでなく、福祉、農業、消防、議会もそうですけれども、すべて細かく1つの算定方式に基づいて需要額が算定されるわけでありまして、それをそれぞれの算定額に応じて予算措置という形になりますと、一方では今のやっております農業行政を極端に削減するとか、福祉行政についても、そういう影響が出てくるといういろいろな兼ね合いがございます。それぞれ都市によりましては、農業を基幹産業とするもの、商工業を基幹産業とするもの、いろいろな形態がございますので、一概に交付税算入額をもって予算編成をするということについては、やっぱり難しい側面もあるということをお理解いただきたいと思います。

でも、一方ではお話もありましたように、教育というのは未来の子供、将来の日本の財産を育てるという観点からすると、十分にそういった面については今後とも配慮をした予算編成措置というものが必要になってくると思いますので、そういったことを十分勘案して今後対応してまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思います。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、病院会計の19年度決算見込みについて及び病院食堂について御答弁申し上げます。

初めに、病院会計の19年度決算見込みであります。外来患者の動向を18年度と比較いたしますと、皮膚科や整形外科で患者数が若干伸びましたが、18年度から眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科が出張医になったことが引き続き影響し、3科合わせて約4,500人の減になるとともに、小児科においても、サテライト化の影響から2,800人、内科では消化器系医師の減などにより2,900人とそれぞれが減となるなど、前年度と比較して8,969人減の16万6,888人となりました。入院患者におきましては、外科で4,300人ほど増加となりましたが、小児科医が出張医体制となったことから、19年度の患者はゼロとなり2,800人の減、内科においても8,100人の減となり、全体で6,207人減の6万6,686人となったところであります。この結果、外来収益で6,500万円減の10億7,600万円となり、入院収益では2億500万円減の19億8,900万円となるなど、収益全体では3億3,300万円減の35億9,700万円となりました。

一方、費用につきましては、経費では医療機器の賃借料や業務委託料の増加により3,000万円ほど増となりましたが、給与費において19年度から給料の5%削減を初め、給与の見直しが行われたこと。更には医師及び看護師等の人員減から、合わせて3億900万円減の23億5,800万円となり、薬品費や診療材料費などにおいても、患者の動向等の影響から、合わせて8,400万円の減となるなど、費用全体では3億7,000万円減の41億5,700万円となったところであります。

資本的収支につきましては、多額の不良債務があることから企業債を借り入れての医療機器等の整備ができなかったことなどにより、資本的収入で1億2,900万円減の2億800万円となり、資本的支出では8,500万円減の3億4,900万円となりました。この結果、最終的には新たに5億円の不良債務が発生し、19年度末の不良債務は13億2,000万円となるなど大変厳しい状況となっております。

次に、病院食堂についてであります。

病院食堂は、市民及び患者からの要望と職員の院内における食事の確保が課題であったため、保健福祉センターの建設に合わせて、外来待合室に併設して建設いたしましたところであり、平成8年1月から院内給食業務を受託している日清医療食品が営業を開始したところであります。オープン当時の外来患者は1日平均約950名を数えており、見舞いに訪れる方々にも多く利用されておりました。しかしながら、外来部門において、内科を中心に外来診療体制の縮小等により、午後からの診療を休診したことや、眼科や泌尿器科などが出張による診療体制となったことのほか、産科の休止や小児科のサテライト化に伴う3階の小児科病棟の休止の影響などにより、食堂の利用者が激減し、事業者としては営業時間を短縮するなどして経営努力を図ってきたところであります。長期にわたる売上不振、更には人件費や食材料費なども上昇するなど、これらのことから経営状況も悪化し、現状のサービスを維持していくことが困難とのこと

で、本年3月28日をもって営業を終了いたしましたものであります。

利用されていた方には大変御不便をおかけしておりますが、院内売店に弁当やおにぎり、パンなど軽食品目の調達と販売をお願いし対応いたしております。今後におきましては、利用状況の予測と病院食堂のあり方を十分協議し、新たに営業を希望される事業者の選定も含め、検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（池田 亨君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 国民健康保険税にかかわる御質問につきましては、私から御答弁申し上げます。

まず、国保税の年金からの特別徴収につきましては、さきの第3回臨時議会において議決をいただいたところでありますが、その後の取り組み状況について申し上げます。

年金特別徴収の該当要件は、世帯主及び世帯内の被保険者が65歳から74歳までの世帯で、年金額が年額18万円以上、国民健康保険税額と介護保険料を合わせて、年金額の2分の1を超えないことと提示されております。しかしながら、土別市国保におきましては、税の滞納がなく、これまで口座振替で納めていただいている方に加え、今年度新たに口座振替へ移行される方につきましても、年金特別徴収を行わないという判断に立ち、5月22日に該当世帯主916名に年金特別徴収制度の説明資料や土別市国保の実施基準をお示しするチラシを同封し、年金特別徴収に関する意向調査を実施したところでございます。該当世帯主916名のうち、既に582名の方が口座振替になっており、引き続き口座振替による納付を希望された506名の方に加え、これまで口座振替をされていなかった334名のうち、新たに105名の方が口座振替を希望され、これにより口座振替による納付者は67%に当たる611名となったところでございます。

現時点におきまして、平成20年10月から年金特別徴収予定者は、口座振替からの移行者が76名と口座振替を希望されなかった229名を合わせ該当世帯主の33%に当たる305名となっており、年金特別徴収に移行される世帯主の方に対し、年金特別徴収開始の御案内という確認通知書を送付いたしましたところでございます。

今回、意向調査を実施した中で、年金特別徴収に関する問い合わせが30件ほど寄せられましたが、多かった事例として、1つには、これまで自主納付書で完納しているのに、なぜ年金特別徴収とするのか。次には、年度内納入が履行されていない世帯主にのみ適用させるべきではないのか。次には、年金特別徴収より口座振替を希望するが、年間税額を1回で引き落とすことはできないのか。次には、金融機関で支払う方法を希望するが、できないのであれば、年金特別徴収ではなく、納付回数の多い口座振替とするなどございました。これらのお問い合わせに対しましては、その都度被保険者の皆様に御理解いただく努力をいたしておりますが、今後におきましても、あらゆる機会をとらえて制度の周知を図り、被保険者からの納税相談など、親切丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度国民健康保険税の軽減状況について、現時点における試算状況でお答えを

いたします。

まず、国保においては、税の負担が過重とならないよう、一定所得以下の低所得者に対して税を軽減する措置が講じられております。この内容は、国保税の医療分、支援分、介護分について、均等割、平等割が7割、5割、2割の3区分による軽減措置が職権で行われるというものであります。現在、試算段階ではございますが、7割軽減該当世帯が1,195世帯1,671名、5割軽減該当世帯が244世帯523名、2割軽減該当世帯が505世帯940名と軽減対象世帯の合計が1,944世帯で全体の51%を占め、軽減対象被保険者は3,134名で全体の43%、軽減額合計は6,800万円程度になると見込んでおります。この軽減額相当分は、市町村国保の財政基盤強化措置として、保険基盤安定制度等により費用の4分の3を国と道が負担しております。また、本年度から後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保から後期高齢者医療制度へ移行された場合、同一世帯の被保険者の国保税が従前と同程度になるよう、特定世帯における世帯別平等割額に関する軽減措置が講じられることとなり、平等割が半額となる対象世帯は564世帯、軽減額は800万円程度になると見込んでいます。

最後に、類似都市に比べて軽減の状況がどうなっているのかという点についてであります。平成19年度の国保税の軽減額での比較では、同規模程度の近隣市の名寄市の所得割金額が約5億4,000万円、富良野市が約7億円、士別市が約3億7,000万円であり、これに対する軽減額は、名寄市で1億4,000万円が26%、富良野市では1億2,000万円が17%、士別市では1億1,000万円が29.1%となっております。近隣の道内の同規模の市と比べまして、士別市の税率自体が低く設定されていることもございまして、軽減後の税額については類似市と比べて士別市の場合は低い水準に抑えられているものと存じております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、学校図書購入費にかかわっての御質問にお答えいたします。

読書活動は、先ほどの質問の中にありましたとおり、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力も豊かなものとし、人生をよりよく深く生きる力を身につけていく上でも欠くことのできないものでありまして、読書習慣を身につけることは子供たちの成長にとって大変大切なことと考えております。

先ほど平野議員に御答弁いたしましたとおり、本市における学校図書購入費の基準財政需要額に対する予算措置率は高くない状況にございます。こうした学校図書館図書の蔵書不足を少しでも補い、子供たちの読書機会を確保するため、各学校においては巡回による移動図書館を積極的に活用していただいている現状にございます。

最初に、図書館の学校への図書貸し出し状況についてお答えいたしますが、貸し出し方法には移動図書館の巡回と学校クラス単位の団体での貸し出し方法がございまして、平成18年度につきましては、巡回で9,167冊、団体で2,206冊、合計で1万1,373冊の貸し出しとなっております。

まして、平成19年度につきましては、巡回で8,671冊、団体で1,561冊、合計で1万232冊の貸し出しとなっております。

そこで、議員から御提言ありました市立図書館と学校との連携についてでございますが、図書館では学校に対する団体貸し出し時には調べ学習等に必要な本の選書を司書が行っており、更には総合学習等では、学校あるいはクラス単位で図書館への受け入れ等についても行っているところでございます。

また、毎年学校図書館担当者会議を開催いたしまして、学校の担当者と図書館職員との意見交換や読書感想文のコンクールについての協議を行っておりまして、昨年度は学校の読書の時間に学校と図書館が連携を図り、図書館司書による本の読み聞かせを上土別小学校で実施した実績がありますが、まだ十分に連携しているとは言えない現状でございます。

一方では、学校における司書教諭の配置について申し上げますと、学校図書館法で12学級以上ある小・中学校には司書教諭を置くこととなっております。土別小学校及び土別南小学校につきましては、これに該当いたしますので、学校図書館司書教諭の資格のある教諭が兼務といたしまして、司書教諭として対応しておりますが、他の学校には配置されていない状況でございます。

このため、学校図書館の充実を図る上では、御提言にありましたように、市の図書館に配置されております司書が学校図書の本選書や整備についてのアドバイスが行えるなど、学校と市立図書館が多様な連携を図ることができれば、子供たちの読書意欲の喚起にも有効な手段と考えますことから、回数は別にいたしましても、可能な限り学校に出向くことができるよう今後において十分検討してまいりたいと考えております。

更に、本年事業の導入を計画しております学校支援地域本部事業によるボランティア活動の中に、図書ボランティアの活用も視野に入れながら学校図書館の充実につながることを期待するとともに、蔵書冊数の課題もありますことから、厳しい財政状況にはありますが、前段申し上げました図書購入費の基準財政需要額に対する予算措置が少しでも上がるよう、学校図書費の増額も含めて子供たちの読書活動の一層の推進に向け鋭意努力をしてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（池田 亨君） これにて一般質問を終結いたします。

副議長（池田 亨君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明26日から7月3日までの8日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（池田 亨君） 御異議なしと認めます。

よって、明26日から7月3日までの8日間は休会と決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2時51分散会)